

令和4年五條市議会第2回6月定例会（第2号）

日 時 令和4年6月13日（月） 午前10時開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	平岡清司	1 自治会について (1) 自治会の現状について (2) 自治会との関わりについて 2 認定こども園の現状と課題について (1) 各認定こども園の園児数及び保育教諭の人数について (2) 園児の年齢による保育教諭の人数について (3) 保育教諭数の現状について (4) 防犯体制、駐車場について 3 中央公園について (1) コロナ禍における現状について (2) 親水広場、物販店について (3) 駐車場について	部長 教育長・部長 副市長・部長
2	窪佳秀	1 旧公共施設の備品等の活用について (1) 認定こども園開設に伴う旧施設の備品等の活用について ア 活用の現状について イ 活用されていない備品等の現状について (2) 学校適正化に伴う旧施設の備品等の活用について ア 活用の現状について イ 活用されていない備品等の現状について (3) 新庁舎移転に伴う旧庁舎の備品等の活用について ア 活用の現状について イ 活用されていない備品等の現状について (4) 休止・休館となっている施設の備品等の現状について (5) 活用されていない備品等の今後の取扱いについて 2 防災行政について (1) 避難行動要支援者対策について ア 進捗状況について イ 今後の取組について	市長・教育長・部長 部長

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
3	養田全康	<p>1 職員の労働環境について</p> <p>2 これからの教育について (1) 教育施設について (2) リサイクルの指導について (3) 今後の教育について</p> <p>3 戸籍等の本人通知制度について</p>	<p>部長</p> <p>市長・教育長・ 部長</p> <p>市長・部長</p>
4	岩本孝	<p>1 市営住宅について (1) 管理状況について (2) 入居者募集について (3) 緊急時の対応について</p> <p>2 森林環境譲与税について (1) 五條市の森林の現況について (2) 譲与税の金額について (3) 基金について (4) 使途について (5) 他市町村の状況について (6) 家屋等に危険性のある立木の伐採について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
5	大谷龍雄	<p>1 県域水道一体化への慎重な対応について (1) 奈良市が示している論点について話し合う検討部会が県により設置されたことについて (2) 企業団設立時点の建設投資額が、現在の計画とは異なる場合もあることについて (3) 水道の広域化と民営化の筋道をつけている水道改正法に基づいていることについて (4) この間に指摘した問題について</p> <p>2 物価高騰への支援対策と国・県への要請について (1) 五條市民への影響を把握する検討部会を立ち上げ、支援対策を出し、議会と共に執行することについて (2) 財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び地方単独事業分の2022年度繰越分と物価高騰対応分等を活用することについて (3) 消費税を5%に引き下げ、インボイス制度の中止を国へ要請することについて</p>	<p>市長・局長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大 谷 龍 雄	3 新型コロナウイルス感染防止対策について (1) PCR検査及び抗原定量検査の充実について (2) 医療関係者、高齢者施設関係者も4回目の新型コロナワクチン接種の対象にすることについて	市長・部長
6	福 塚 実	1 防災対策について (1) 災害時の対応について (2) 災害時の連絡体制について (3) 台風災害の事前対応について 2 市民サービスについて (1) 運転免許証の返納支援について (2) シニアカーの導入について (3) 子育て支援の現状について (4) チャイルドシートの貸出しについて	市長・部長 市長・部長
7	斎 藤 有 紀	1 五條市公式LINEアカウントの導入の現状について (1) 運用時期及び進捗状況について (2) 市民が受けられるサービス及びコンテンツについて 2 「アフターコロナを見据えたにぎわいづくりによる関係人口の創出」事業による関係人口増加の取組について 3 五條市におけるヤングケアラー支援について (1) 実態の把握について (2) 今後の課題について 4 子ども食堂支援について (1) 子育て世帯や世代を超えた交流の居場所づくりの支援につながる子ども食堂を増やすための取組について 5 脱炭素社会（2050年カーボンニュートラル）に向けた五條市の取組について (1) 今後の目標について	部長 部長 市長・部長 部長 部長
8	谷 勝 啓	1 交通安全対策について (1) 五條駅周辺の対策について (2) 市庁舎周辺の対策について (3) グリーンベルトの設置について	部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	谷 勝 啓	<p>2 公立小・中学校の修学旅行について (1) 行き先について (2) 行き先の選定基準と決定方法について</p> <p>3 事業における工事などの発注について (1) 工事発注の平準化について (2) 柔軟な工期の確保について</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症について (1) 五條市の感染者の総数について (2) 市民の感染率と死亡者数について (3) 今後の感染急拡大や新たな感染症が発生した場合の市の業務体制について (4) 多数の市職員が感染等により登庁できない場合の業務体制について</p> <p>5 動物愛護・野良猫について (1) 五條市のTNR活動について (2) ふるさと納税型クラウドファンディングの実施について (3) 野良猫の保健所での取扱いについて (4) ふるさと納税の寄付金の使途への追加について (5) さくら猫補助金事業について</p>	<p>教育長・部長</p> <p>部長</p> <p>部長</p> <p>部長</p>

本日の会議に付した事件
福塚 実議員の一般質問まで

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大	藤	吉	山	福	岩	窪	吉	平	養	谷	斎
谷	富	田	口	塚	本		田	岡	田		藤
龍	美	雅	耕			佳		清	全	勝	有
恵											
雄	子	範	司	実	孝	秀	正	司	康	啓	紀

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長

太
田
好
紀

事務局職員出席者

事務局次長	事務局次長・財政課長事務取扱	戸野	哲
事務局長	副市長	堀内	見
	教育長	南	伸
	理事	善	則
	技監	本	隆
	市長公室長	己	富
	総務部長	本	茂
	危機管理監	中	賢
	すこやか市民部長	田	久
	あんしん福祉部長	谷	久
	産業環境部長	久	雅
	都市整備部長	石	田
	教育部長	名	迫
	西吉野支所長	岡	民
	大塔支所長	川	佳
	水道局長	東	純
	会計管理者	林	淳
	事務局次長	西	子
	事務局次長	小	章
	事務局次長	田	美
	事務局次長	光	美
	事務局次長	章	美

午前十時零分再開

事務局次長補佐	辰	辰	大	輔
事務局総務係長	神	農	典	子
速記者	柳	ヶ	瀬	五
				美

○議長（山口耕司）ただいまから去る六日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、申し上げます。

理事者側から議案書に誤りがあったとの申出があり、正誤表を配布いたしております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりまして、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には、申し合わせのとおり一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内といたします。

また、質問席におきまして質問される議員は、感染症対策に配慮しながらマスクを外す場合もございまして、話しづらの方はマスクを取っていただいて結構かと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

理事者側各位にも御協力をお願いします。

○議長（山口耕司）初めに、四番平岡清司議員の質問を許します。四番平岡清司議員。

〔四番 平岡清司質問席へ〕

○四番（平岡清司）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、四番平岡清司が一般質問をさせていただきますのでどうかよろしくお願いをいたします。まず初めに、自治会についてであります。

全国の市区町村は今、少子高齢、人口減少、新型コロナウイルス感染やウクライナ問題に起因する地方経済の衰退など、非常に厳しい波にもまれていきます。このような社会情勢は、各自治体の財政逼迫や職員数の減少を招き、結果として今までのように行政が市民の様々なニーズに応え、いろいろなサービスを提供し続けるということはますます難しくなってくるのではないのでしょうか。

そういう状況であるからこそ、地域の自治会の存在が一層大事になってくると思います。そして、その役割というか活動に対して、ある面では期待してしまうというのが現状ではないのでしょうか。

自治会というのは、地域によって多少の違いはあるかもしれませんが、それぞれの地域の特色を生かしつつ、環境や美化に関すること、防犯・交通安全や防災、子育てや福祉関係など様々な分野でまちづくりにおいて重要な役割を担ってくれと思っています。

しかし、その自治会も、変わることなく以前と同じように存続しているというわけではないです。昔は「向こう三軒両隣」というような言葉に、御近所のコミュニティはごく自然のこととして存在していたと思います。けれど、先ほど言ったように、人口減少であったり急激な高齢化などによって地域のコミュニティである自治会の加入率減少が、残念ながら見受けられます。人口減少や高齢化だけが加入率低下の原因ではないと思いますが、ほかにも様々な問題が複合的に絡んでいると思います。そして、その減少傾向は加速度的に進んでいくのではないかと心配しております。

そこでお伺いをするのですが、現在の自治会の数は一体どれくらいか答弁願います。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）四番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

令和四年六月八日現在の自治会数は二百九十でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 市全体で二百九十の自治会があつて活動しているというふうなことだと思います。地域の安全性であつたり、自分たちが生活をしている周辺をきれいな状態に保つたためであつたり、様々なことをして下さっているというふうに思います。しかしながら、年を取つて思うように働くことができなくなったとか、人数が少なくなつてすぐに役が自分に回ってくるというふうな理由で自治会離れしていく人も増えているんだと思います。

そこで次にお尋ねしますが、時間の経過とともに、例えば五年、十年前と比べてどれくらいの自治会が活動停止したのか答弁願います。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 十年前の平成二十四年度の自治会数は二百九十六でしたが、その後自治会の合併もあり、令和元年度末の段階で二百九十三となっております。さらに、令和二年度末に二見地区で二自治会、令和三年度末に宇智地区で一自治会が解散したため、現在二百九十となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 加入率がどれくらい減っているか、数字で分かれば教えてください。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 加入率でございますが、十年前の平成二十四年度は七三・七五パーセント、令和四年五月末現在の数字ですが、六二・八〇パーセントでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 二見地区にしても宇智地区にしても解散したというような答弁だつたと思うのですけれども、この解散になつた理由というのは把握しておられますか。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）自治会のほうから解散届というのを提出していただいておりますので、その内容を見ますと、自治会長になる方がいないであるとか、自治会全体として高齢化して維持がしんどいというのが主な理由だったと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）市のホームページを拝見しましたら、自治会の御案内ということで、自治会と連携してまちづくりを進めていると紹介されています。自治会への加入が呼びかけられていますし、その中には盆踊りを楽しそうにする様子やまた道路のごみ拾いをしている様子などが紹介されておりました。普段はあまり顔を合わすことのない、機会がない人が集まっていることを話し合うことで親睦が深まったり、自分たちが生活をしている地域的美観が保たれたりすると思います。しかし、先ほど答弁にあったように、確実にそんなに自治会に参加する人が減ってきています。あちこちで市民の方の声を聞くと、いろんな役が回ってくるのでしんどいとか、特に入らなくてもやっていけるというふうな意見もございます。

一方で、自治会の人数が少なくなると、自治会として行うことの経費の負担割合がだんだん高くなってまいります。その中におきますと、例えば防犯灯の維持管理などは自治会で賄っておると伺っておりますし、自治会員の数が少なくなると残った人の負担が増してくるわけです。防犯灯の効果というのは、防犯灯が点灯していて、例えば自治会員であろうがなかろうがその中で恩恵を受けているというのは当然のことです。その中において平等であるかと言ったら、それはどうかというふうな感覚もございます。

その中ですけれども、先々月でしたか、自治会の評議員会がありまして、私も地区の自治会長をしておりますのでそれに出席をさせていただきますました。その中で出た意見ですけれども、防犯灯の説明がございまして、いろんな説明で二回ぐらいに分けてやるというふうな説明やっただと思うのですけれども、また違う自治会長さんが、防犯灯を設置するのではなしに撤去してほしいという質問をされる方がおりました。この理由を聞くと、高齢化してきて人口がだんだん減ってきて、防犯灯を維持していくのがしんどいんやというふうなお話であったと思います。私もそのとき自治会長でもありますし、市会議員という立場、私と岩本議員もおられたのですけれども、そのとき意見を求められたというところがございます。防犯灯というのはやっぱり市民の安全であったり犯罪を未然に防ぐという面からいくと必要なものやと私は認識しております。その中で維持管理が大変になっていく、それを消してしまうというのはいかがなもんかなというふうに、私も岩本議員もそういう答弁をさせていただきました。これはやっぱり大事なことであって、今後こういうふうな地域は必ず増えてきて、高齢者がたくさん

いるのですから、どこの地域に起こってくるのか分からない、そういうふうに思っております。こういう防犯灯、例えばほかの地区のお話を聞きますと、防犯灯のお金を集めに行った、そうすると、いやうちの前はもう防犯灯消してくれていいんやというふうな話も聞いたことがございますし、そのお金を集めていくのが嫌で自治会を脱退するというふうな話も聞いたことがあります。やはりこれは大きな問題になってくるのではないかと思います。

二見地区の方のお話によりますと、解散するときには防犯灯のお金を五年分残して解散したという話を聞きました。五年経ったらそのお金は誰が払っていくのか、その電気代は誰が払うのという話になるのですけれども、これは明確な答えというのには全くありません。やはりこれは市の中で対処して考えて、自治会と連携しながらやらなければならないのかなというふうに思うのですけれども、担当課としてその辺はどういうふうにお考えになられているのか答弁願います。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）自治会の防犯灯の電気代等につきましては非常に難しい問題であると市のほうも認識しておりますので、他の市町村の状況や対応策について、まずは勉強してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）こういうふうになっていく他の市町村があるのかないか私も把握はしておりませんが、必ずこういうことになっていったって誰が払うというふうになってくると思うのです。本来ならこれは私が勝手に思っているだけで、できるかできないのか分かりませんが、れども、市の中で徴収していただく、一軒当たり幾らというふうなことができるのであればそういうふうな形をしたら、みんなが平等にいくのかなというふうに思います。これはできるかできないか分かりませんが、そういうふうなことから、今後、私が聞いた二見地区のほうはもう一年ぐらい経ちますので、あと四年ぐらい経つともうそういうふうなお金がなくなるといのは目に見えているのです。その中で早急にやっていただきたいというふうに思います。

そして、解散されたところの回覧板ですけれども、そういう地域の方々はどういうふうにしてその回覧板を見ることになっておられるのか答弁願います。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 解散した自治会の地区の回覧板につきましては、行政からの回覧物は届かなくなります。市役所等に来庁されたときに直接もらっていたかどうか、市のホームページ、広報等で確認をしていただくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 来庁してくれましたらそれを確認できるということですが、コロナ関連のものだったら至急に回覧板回してくれとか、そういうものもあると思うのです。そしてまた、ホームページとよく答弁にも出てくるのですけれども、やはり今、なぜ解散していくかと言ったら、高齢者の方が多いわけですよ。高齢者の方でも確かにパソコンやタブレットで勉強してやっている方もおられると思うのですけれども、恐らく大半の方はそういうところで見ることができないと思うんですよ。そういうことをいち早く、もう回覧板が見られなくなつて、前に総括質問をさせていただいたときに、多分副市長が答弁してくれたと思うのですけれども、こういうことをいち早くやっついていかないと本当に今でもいるよとなったときに行政は何も考えていないということになりませんか。

他市と比べていくのはいいんですけども、いち早い行動をとっていただいても、例えば回覧板であれば掲示板か何か設けるとか、そんなところでここに貼り出すとか、自治会の運営はできなくても回覧板を回せる方法もあるかも分からないやないですか、その辺は。今は自治会長さんに多分回覧するものを送ってくれていると思うのですけれども、それはその地域の中で、例えば回せる方がおつたらそういうふうなことを地域の中でもうちよつと頑張ってもらおうという方法もあるかも分かりませんし、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） いろんな地区で、やり方というのいろんなやり方があると思うのですけれども、議員お述べのように、そういう回覧を回していただけるような方がおられるのかどうか、その辺も精査しながら、もしそういうのが可能であればやっついていきたいなと思うのですけれども、その辺、またいろいろと勉強させていただきながら取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 他市との関連とかそういう状況がある市町村など調べてもらったらいいと思うのです。ただ、よそを調べるよりも自分とこがまず動いてやるということが一番大事ではないかなと思いますわ。実際もう起こってきているのですから、やはり一日も早い対処を考えて

もraitainというふうに思います。

次の質問ですけれども、そこで加入率の低下を食い止めたり何か新しい自治会の存在意識みたいなものを作り出そうとか、市として取り組んでいるというか、取り組んでいるというふうなことがあれば答弁願います。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 自治会は市政にとって重要な組織であるというのは認識しております。加入率の低下は深刻な問題と考えております。

市では加入率が低下しないよう市民課及び地域政策課窓口に加入促進のチラシを配置し、転入者や未加入者に対して自治会への加入を促しております。しかし、チラシ以外の有効的な方策は現時点では実施できておらず、今後は他市の状況も確認、研究しながら加入促進、自治会離れの抑制に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 以前にもちよつと聞いたことがあって、他の市町村では、職員さんがその自治会に入っている人皆さんと接触しながら自治会活動に参加するというふうなことも聞いたことがあります。これも大変なことですけれども、そうすることによって市民の方と触れ合いながらするといろんな話を聞けたりするのも一つ五條市の中に発展していく上で良いのではないかなというふうに考えるのです。また、そういうものを市としているる考えでもらって、やっていただければいいのではないかとこのように思いますし、先ほども言いましたけれども、やっぱり高齢者が増えている中、ホームページっていうのは当然今の時代からいうと当たり前のことやと思うんですけども、やはりそれを見れない方がたくさんいるということをお忘れずにやっていただきたいなというふうに思います。何度も言いますが、いち早い行動をしていただきまして、そういうふうなところをしっかりとやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問にいきます。

認定こども園の現状と課題について質問をさせていただきます。

五條市のホームページ、教育委員会の子ども未来課のサイトを見てみました。そこで「認定こども園って何？」というところに対して、「幼稚園と保育所の両方の良いところを持ち、全ての子どもに質の高い幼児期の教育と保育を行う施設です。」と解説されています。「就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する取組」ということも書かれていました。また平成三十年にまとめられた五條市立認定こ

ども園整備基本計画では、急速な少子化や、女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大など様々な要因が相まって、子供・子育てを取り巻く環境は大きく変化していると述べられています。

私たちの五條市においても、就学前の教育・保育の現状は、公立幼稚園・保育所の児童数は減少傾向にあって、地域によっては子供の健やかな育ちに必要な集団規模を確保することが難しい状況になっていることも合わせて述べられています。

今後もこの減少傾向が続くと予想されること、また施設の老朽化が進んでいて施設や設備面からも安全面の確保に向けた検討が必要であることや、就学前だけでなく就学後までを見据え一貫性のある就学前教育・保育の提供が重要であるといったことから、質の高い就学前教育・保育を一体的に提供できる環境を整えることが重要であるとされています。こういう経緯があって、五條市の認定こども園の整備がスタートしたんだと私なりに認識をしています。

スタートした五條市の認定こども園ですが、期待どおりの効果を上げれば良いと願っております。整備が進められてきた五條市の幼保連携型認定こども園は、本年四月に三園とも開園しました。

みらいこども園、五條市本町三丁目、定員は二百人程度、ゆめこども園、近内町七三一、定員は百人程度、きぼうこども園、中町三一、定員は八十人程度とホームページなどで紹介をされております。

そして、同じく市のホームページで「令和四年度認定こども園・保育所の入園児募集について」ということで、本年四月からの利用申請について案内が出ていました。

その案内では、園別、認定区分別、年齢別に人数が書かれています。正直なところ、ある程度の知識がないとちよつと理解しにくいと感じました。

そこで最初にお聞きするんですけども、それぞれの認定こども園の現在の園児の数はどのようになっているか答弁願います。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）四番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市立認定こども園の園児数は令和四年六月一日現在で、みらいこども園が百七十二名、ゆめこども園が六十五名、きぼうこども園が六十二名、合計二百九十九名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）園児がたくさんいる園では、それに見合う先生の数は当然必要になってくると思います。さらに、園児の年齢によっても必要な先生の数も変わってくると思います。園児の年齢によって必要になる先生の数はどう変わってくるのか、答弁願います。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

保育教諭の人数につきましては、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準により定められております。

具体的には、満一歳未満の園児はおおむね三人につき一人、満一歳以上満三歳未満の園児はおおむね六人につき一人、満三歳以上満四歳未満の園児はおおむね二十人につき一人、満四歳以上の園児はおおむね三十人につき一人の配置となります。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）では、その園児たちを教えたり保育している先生の数はどうでしょうか。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

各こども園の保育教諭の人数につきましては、みらいこども園の職員が三十五名、ゆめこども園が二十名、きぼうこども園の職員が二十一名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）それでは、各こども園の園児の年齢別の保育教諭の配置人数について教えてください。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

各こども園の園児の年齢別の保育教諭の配置人数についてでございますが、まず、みらいこども園のゼロ歳児の保育教諭数は二名、一歳児が五名、二歳児が六名、三歳児が四名、四歳児が八名、五歳児が四名の配置となっております。

次に、ゆめこども園につきましては、ゼロ歳児の保育教諭数は二名、一歳児が二名、二歳児が三名、三歳児が二名、四歳児が四名、五歳児が三名となっております。

最後に、きぼうこども園につきましては、ゼロ歳児の保育教諭数が二名、一歳児が一名、二歳児が二名、三歳児が三名、四歳児が二名、五歳児が三名という配置となっております

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）今答弁いただいたのですけれども、この先生の割り当てというのは国で決まっているのかな、どこで決めて、この割合が、例えば年齢に対して出てきているのか教えてください。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

保育教諭につきましては、先ほど申し上げました基準により園児の年齢別の人数に応じ適切に配置をしているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）さっきも一歳未満の人は三人について一人やったのかな、そう答弁もらったと思うのですけれども、まだ一歳の子やったら大丈夫かなと思うのやけれども、例えば三歳から四歳やったら二十人の中で一人というふうなことを言ってくれたと思うのですけれども、それは子供さんの数と合わせていると思うのですけれども、どんな子供さんも多分おると思つて、僕らも子供の時はガサガサするタイプやっただんで先生を困らすこともあるのかなと思うのですけれども、そんな中で、その先生の数で国の決まりはそうかも分かりませんが、実際は、現場としてはどうなんですかね、ちゃんとやれておるんですかね。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

基準により適切に配置をしているところですので、また特に支援が必要な園児につきましては、その状況を勘案いたしまして配置を行っております。具体的には、特別支援教育指導員がおりまして、特別支援教育指導員が中心となりまして、園児の状況をヒアリングし、その

結果を協議した上で保育教諭の配置を行っているところでございます。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） いろいろと検討してやってくれていると思うのですが、例えば先生が何らかのことで欠けてしまったり、そんなときは補充の先生というのはいすぐおられるもんなのか、それとも既に園の中に予備と言ったらおかしいですけれどもおられるのかどうか。

○議長（山口耕司） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。

各園には担当はございますが、主任クラスのクラス担当を兼務している職員もおりますので、その方々が足りないところに補充に入っていると、そういう形で対応させていただいています。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） そしたら、今の段階ではそういうふうなことでいけるといふことで、そしたら次年度になると支援の要る子供さんもおるかも分かりませんし、そういったときには事前に調査をして、来てくれそうな感じの子であつたりすると、先生の数というのはちゃんと調整はしていつておるわけですか。

○議長（山口耕司） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。

先ほど申し上りましたとおり、それはいろいろの状況にある方もおられますので、その辺を考慮して次年度の職員の配置も検討していくという形になっております。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 今先生の募集とかはされているのかされていないのかと、募集したらすぐに先生というのは見つかるものなのか、この辺どうですか。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

先ほど申しました特に支援が必要な園児とか今後新規に増加したとか、そういう場合につきまして、保育教諭を確保するのなかなか大変なところでございますが、積極的にハローワークとか市のホームページを活用して募集を行うとともに、また実習生などに声をかけるなどの方法で人材確保に努めているところでございます。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）昔は、我々が若い頃とかそういうときはね、保育園の先生になりたいとか、たくさんおったと思うんです。今なかなか実際五條市が募集しても来てくれないというふうな話を聞きます。やはり勤務状態であったり、いろんなことが絡んで、お金の面もあるかもしれないけれども、やはりちよつとでも若い子らに来ていただいてそういうところでしたらとやってみてもらえる環境というのも非常に大事かなと思うので、今後そのことについてもよろしくお願いしたいなというふうに思います。

次に、防犯体制と駐車場についてお聞きをいたします。みらいこども園ですけれども、防犯灯、部長も通ってくれて分かってはるのかも分かりませんが、非常に市民会館から下りるところと教育委員会に抜けるところ、今はちよつと日が長いのでいいのかなと思うのですけれども、やはり冬場になると早く暗くなりますので、そういう面でも防犯灯というのは非常に必要ではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はどういうふうに思われていますか。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

各こども園の防犯対策として、門、フェンス、防犯カメラ、街灯を設置しております。

今議員御指摘のように、みらいこども園のほうで周辺道路に街灯がない場所もございまして、今後関係機関とも協議をして対策を講じていきたいと考えております。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番(平岡清司) 見てのとおり暗いので、付けてもらわないとしようがないかな。そんな高いものでもないと思いますし、やはりこういうことはいち早くやっていただきたいなというふうに思います。やはり防犯灯、さっきも自治会のところで言いましたけれども、犯罪を未然に防ぐということもありますし、安心安全という面もあるので、せっかいいいこども園ができたのに、そこが暗いというふうになると、市民会館が今開いていないということもありますし、以前あそここの駐車場のところに水銀灯か何かがあったという話も聞かせていただきました。それも今なくなっているの、やはりちよつとでも明るくしてあげてほしいなと思うので、よろしくお願いしておきます。

それと、また安全性とかで言いますとね、檀原市のこども園では園児一人、父兄に対してQRコードを作って、そして母親が子供を送って行ったときにタッチするとQRコードで「今、入室しましたよ」と、帰るときは当然「退出した」というふうに出るのですけれども、そういうふうなことをここ最近かな、今年になってからかな、やっているらしいです。その中で、お便りであったり、いろんな連絡もそこから入れるようになったり、そんなことをやっているのですけれども、大変いいことかなと思うんです。五條市として、今こども園、新しくできて一つの取組としてそういうことを考えておられるのかどうか、答弁してもらえますか。

○議長(山口耕司) 名迫教育部長。

○教育部長(名迫雅浩) お答え申し上げます。

議員が今お述べの、他市でのQRコードを使った園児の入退室や保護者へのメールでの連絡といったICT技術を活用した取組につきましては、本市においても認定こども園のICT化に向けて保護者の利便性の向上、保育教諭の事務効率化のため、登降園の記録や保健の記録等を一括管理することや、保護者とスマホによる連携ができるよう、保育業務支援システムの導入に向けて現在検討しているところでございます。

以上です。(「四番」の声あり)

○議長(山口耕司) 四番平岡清司議員。

○四番(平岡清司) ぜひとも他市のいいことはまねしたらいいと思うのですよ、よそでいいわというようなことはね。五條市も考えてくれるということやったんで、ぜひともそういうふうにして取り組んでほしいなというふうに思います。

そして、今みらいこども園の前の駐車場ですけれども、今どういう扱いになって、どう使われているのか教えていただけますか。

○議長(山口耕司) 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

旧五條幼稚園の跡地につきましては、みらいこども園の保護者の送迎用として一時的に利用させていただいているところでございます。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）今、一時的にと答弁をもらったのですけれども、これからずっとあそこを使うというふうなことはできないのですかね。私も一回見に行ったのですけれども、やはり百七十何人かな、園児がおるということはそれぐらいの父兄が迎えに来るというふうなことになろうかなと思うのです。やはり、あのところでそれだけ一遍に来られると、大変狭いし危険である。安全性を考えるのやったらあそここの駐車場がなくなってしまうとね、前だけでは絶対足らないと思うのですよ、今は教育委員会の管理というか、なっているんですよね、土地が。それやったらそのまま置いておくようなことにしていたら、やはり子供らの危険、安全性を守るために置いておくことを考えておられますか。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

現在、教育委員会としては、その土地につきましては行政財産という形のものにはなっておりません。いわゆる教育財産としてという形になっておりますが、今後そういう利活用は考えていないところで、一時的に今後も送迎用として利活用させていくというふうに考えております。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）そしたら、あの土地は、今教育財産になっているということで、それが要らないとなったらよそに移るといことですか、それは。その辺ちよつと教えてください。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）先ほど申しましたように、行政財産となっていない、教育財産となっておりませんので、今後は速やかに市長部局のほうに移管するというような形で進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）移すということですか。教育委員会の財産として置いておかないで移すということですか。そこを答弁ください。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

現在、教育委員会としては、先ほど申しましたように、教育財産としての利活用は考えておりませんので、今後はそういう形で市長部局のほうに普通財産としての移管をさせていただきたいと考えております。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）教育財産として置いておかないと、あそここの駐車場というのは移管したかってそれは使えるわけですか。教育財産として置いておいたら使えるのか、そうか移しても……、いやどっちでもいいんですよ、そこを使えるなら。その辺教えてください。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

送迎用の利便性が問われているところでございますけれども、今後移管した後であっても一時的に利用させていただけるように協議してまいりますと考えております。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）協議って、そう今言ってくれたけれども、協議も何も危ないから置いておいたらいいのと違いますか。私はそう思いますけれども。せつかくいいこども園を建てて、当初はあの前だけでいけるというふうに考えたかも分かりませんが、実際今になってみればあその前だけでは狭いと思うのです。その中で置いといていただいて、それでも先々必要でないとならば、またほかの方向性を考えたらいと思うのですけれども、今の段階でいったら、やっぱり子供たちの安全性というのが第一で、五條市は子供を宝というふうにいつも言っておりますやんか。その中において、やはり子供たちを守ってあげるといいう意味では、私は必要ではないかと思うのですけれども、その辺教育長、ちよつと答弁もらえたら。

○議長（山口耕司）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）四番平岡議員の御質問にお答えを申し上げます。

駐車場の件ですけれども、先ほどから答弁いたしました、行政財産になる教育財産として残るに問わずに、みらいこども園の駐車場として

は一定のものが必要だというように思っております。

こういった点につきましては、市側とも十分話をして考えていかなければならない件だというふうに認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 今教育長も答弁してくれたんですけども、ぜひともそういうような形で残してあげてほしいなというふうに思います。やっぱり小さい子供がいつ飛び出てくるかも分かりませんし、あまり狭いところでは非常に厳しいかなというふうに思うので、よろしく願いいたします。

先日テレビで紹介されているのを見たんですけども、兵庫県の明石市が全国の中核市の中で人口増加率が一位というふうなことを見ました。一位となることができた要因は、子育て施策の充実だったようです。インタビューされていた明石市民の方は、「とても子育てがしやすい。」と笑顔で答えていました。子育て環境の整備や教育に力を入れているとも紹介されていました。九年連続で人口が増加しているとか。本日にうらやましいような話であります。

五條市が目指す方向性を示した「五條市ビジョン」の第一條には、「子どもを育てたいまちをつくる」と明記されています。そういう中でも子供たちのことをしっかりと考えて、教育のしやすいまちというものをまた目指して頑張っていたいただきたいなというふうに思うので、どうかよろしくお願いをいたします。

次の質問に移ります。

次に、中央公園について質問をさせていただきます。

中央公園につきましては、以前から何回か質問をさせていただきましたが、まず初めにコロナ禍における現状について答弁を願います。

○議長（山口耕司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

五條中央公園につきましては、コロナ禍の状況を鑑み、施設の利用休止や一部利用制限等を行ってりましたが、令和四年四月四日午後から遊具類、砂場、ふわふわドーム、親水広場等についても利用を再開し、通常利用となっております。ごさいます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）今年度、親水広場もやっているというふうなことやと思うのですけれども、物販店の状況というのはどうなっているのか、教えていただけますか。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）御質問にお答え申し上げます。

物販施設につきましては、現在地元地区自治連合会より利用申請に基づきまして、七月ごろに開始予定で準備等を進めていただいております。ところでございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）それと、次になるんですけども、駐車場についてお聞きしたいなというふうに思います。

中央公園の駐車場の有効台数は、まず何台か教えていただけますか。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）御質問にお答えさせていただきます。

中央公園におきましては四十九台、また中央公園北側のハートピアさくらにおきまして六十五台です。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）中央公園が四十九台で、さくらが六十五台やから百十四台かな、これが二つで置けるということになると思うのですけれども、そしたらコロナ禍の現在ですけれども、減少傾向にあると思うのですけれども、最近の日曜日における中央公園の駐車場の利用台数を教えていただけますか。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）御質問にお答え申し上げます。

五月二十二日の中央公園におきまして五十一台、ハートピアさくらにおきましては七十五台となっております。

また、五月の二十九日、日曜日でございますが、中央公園が四十九台、ハートピアさくらが八十台となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 例えばハートピアさくら、以前にも聞いたことがあるのですけれども、ここが葬儀で使っていた場合は駐車場が使えるのか使えないのか教えていただけますか。

○議長（山口耕司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 御質問にお答えさせていただきます。

斎場が使用されている場合につきましては、利用することができません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） となると、中央公園の四十九台しか置けなくなると思うのですけれども、そうすると置けなくなった車はどこに置くように今担当課は指示をされておるのか、その辺は答弁できますか。

○議長（山口耕司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 御質問にお答えいたします。

今現在、中央公園の横の駐車場とハートピアさくらをお借りしておるところでございますが、今議員御質問にございました斎場が利用されているときについてはその分が使えませんので、今現在はそこを利用していないというふうな形で営業の方をやっておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 以前は、あそこの今井島台工業団地事業用地の駐車場を臨時駐車場として使っておったのですけれども、これは今全く使わせないというか、使っていない状態ですか。この辺教えてくれますか。

○議長（山口耕司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）御質問にお答えさせていただきます。

現在、島台のグラウンドにつきましては、臨時駐車場としては利用してございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）あその土地は土地開発公社となっていたと思うのですけれどもね、これ今駐車場として足りないわけですよ。その中において、この駐車場を使うことはできないのですか。どうですか。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）四番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

今井島台工業団地事業用地のグラウンドにつきましては、本年度中の売却を予定しておりますので、売却先が決まるまでの間は市からの使用の申請があれば、売却に影響がないか確認の上、支障がないと判断できれば許可してまいりたいと考えております。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）これも答弁ができたらいいですけれども、売却の予定というのがあって、そこに不具合と言ったらいいのか何か引っかけたら駐車場を貸さないということですか。売却予定に何か不都合か何かがあつたらあかんということですか。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）議員お述べのとおり、売却を進める中で何か支障等がありましたら使用はできないという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）以前あその土地に関しては、予算付けをしていただいて、一億一千何ぼやったかな、そんなんで予算を取っていたら、上田井部長のときに駐車場が足るからもうそこは要らないんだよというふうな減額補正があつたというふうに思います。そのときに私たちもその中で認めてきたわけでありませうけれども、今現在として足りないことが事実であれば、あその土地って要るのではないですか。売却するということより、そこを残しておかなければならないと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）公社が保有する土地につきましては、市の事業用地として保有するか工業用地等として造成事業を行うかということで、それ以外の目的で保有し続けることはできませんので、市として事業する予定があるのか確認をする作業を行った結果、当該用地については市としては使用しないという回答をいただきましたので、公社として売却に向けた作業を進めているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）あその中央公園は、もともと地区公園から始まって、ふわふわドームがあつて多くの方が来てくれる、その中において親水広場を作つていった、そしてまた物販店も作つていった。ということは、五條市としてはあそこに多くの方に来ていただきたいという思いであそこの事業をしたと私は思つておつたのです。それが、駐車場は足るからもう要らないよというふうになると、何のためにお金をかけてやったのか、これから、今現在コロナ禍で来てくれる人は少ないと思ひますけれども、これから多くなつてきたらやっぱり必要になると思ひますし、一旦売つてしまつた土地はもう買ひ戻すこともできないと思ひのです。

この土地開発公社の決定というのは、何をもちて市が要らないから決定をしたのか分かりませんが、ここの中の理事長というのは多分副市長にならうかなと思ひのですけれども、これはどういう経緯で決定していったわけですか。

○議長（山口耕司）人見副市長。

○副市長（人見達哉）四番平岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど櫻本部長のほうからも申し上げましたとおり、公社というものは、まずもつて公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設置されているものでありまして、まず御理解いただきたいのは市と一旦別の組織であるということになっております。

公社保有につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市が事業用地として予定しているものを先行取得して保有するというものと、あともう一つは工業用地等として公社そのものが造成していくという二つの目的がございます。

当該土地につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、令和二年度の十二月で補正予算をさせていただいておりまして、その際に当該土地については使わないということをも市として決定しているところでございます。

市の決定の結果に基づきまして、公社としては公社の本来の目的であり、議会からもたびたび御指摘を受けておりますけれども、余分な土

地については早く処分をなささいという御指摘をいただいておりますので、それに基づき売却をしていくという判断を土地開発公社の理事会の中で決定をさせていただいているものがございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）今理事会というふうにおっしゃってくれたんですけれども、その理事会というのは誰が入っておられるのですか。

○議長（山口耕司）人見副市長。

○副市長（人見達哉）私を筆頭に、市の組織の幹部である理事やそれから総務部長等でございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）副市長の答弁の中に議会も認めたというふうなお話があったのですけれども、それはそれで私はいと思うのです。ただね、一回認めたら、理事者が取り下げたからというのは、全然関係ない話やと思うんですよ。やはり一旦要らんあとと思った土地でも、やはり必要があればまた再度考えて購入するということも一つの考えであると思うのです。そやから、その辺の現状をしっかりと踏まえていただいで、本当に要らない土地やったらそれは売却したらいと思うんですけれども、今この話を聞くと、駐車場が足りないんですよ、実際。これに代わる駐車場があるのやったらいいと思うのです、売却しても。今現在として足りないという答弁をいただいたのですから、やはりその辺はもう一回しっかり検討していただいでやっていただきたいなというふうに思います。

そして、また今、このことに関して理事長として副市長に答弁いただいたのですけれども、副市長としての答弁をください。

○議長（山口耕司）人見副市長。

○副市長（人見達哉）ただいまの平岡議員の御質問に対してですけれども、答弁の中で一時的に土、日曜日に関しては足りないといったような答弁があったかもしれませんが、令和二年十二月の時点にも、多少足りない日はあるかもしれませんが、一年間を通した場合、大概は足りていると、そういったことから費用対効果の面も勘案して、当時その土地については駐車場として整備をしないという決定をさせていただいたと私自身聞いております。これに対して、都市整備部の方から現時点としてそういった再考を求める考えを私は聞いておりませんので、現時点として私としては再考する予定はございません。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）それは多分今おっしゃったとおりやと思うんです。私も議事録を何回か読ませていただいて、そういうふうな答弁やったりのを記憶していますし、分かっております。しかし、十二か月の間ひと月ぐらいが足りないのかな、まあ言うたら。そういうところかもしれないけれども、やはり五條市として多くの方に来てもらいたいというのもあったと思いますし、実際今足りないというところもあると思います。だから、それだけ慌てて売却せなあかんのかなというふうにも思います。それで言うと、土地開発公社はいっぱい土地がほかにもあるかも分かりませんが、それらはどうなっているのという話にもなりかねないと思うので、その辺は、私は今現在として売るべきではないということをおきたいなというふうに思います。

やはり、子供たちが、五條市の子供たちが来ているのではないですけども、他市から大勢来てくれるということは、やはりいい公園のかなというふうに思いますし、それをきっかけに五條市のいろんな魅力もまた発信できたかなというふうには思うのです。そういうことも踏まえて、また再度検討していただきたいな、考えていただきたいなというふうに思いますので、どうかよろしく願いをお願いします。以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（山口耕司）以上で四番平岡清司議員の質問を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十一時五分まで休憩いたします。

午前十時五十八分休憩に入る

午前十一時五分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

質問席で発言される議員さんにつきましては、しゃべりづらい場合はマスクを外していただいで結構です。

次に、六番 窪 佳秀議員の質問を許します。六番 窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀質問席へ〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず最初に、旧公共施設の備品等の活用についてというところでございます。

市としても、認定こども園の新設、そしてまた学校適正化への移行、そしてまた新庁舎の開設、そしてまたそれに伴う各施設におきまして休止している施設、また休館となっている施設、そういう状況等が当然として増えておるわけでございますけれども、旧公共施設が多く存在している現状というのは現在のとおりであります。それまでそれぞれの施設で使用してきた備品、そして主な消耗品等がどのように生かされ、活用されているのか、また活用されていないものについては今後どのようにしていくのか、市民というのはいろんなところに、もったいないというところで関心を持っておられます。

そこで質問させていただきます。まず、認定こども園開設に伴う旧施設からの備品等の活用の現状についてお伺いいたします。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

認定こども園の開設に伴いまして旧施設からの備品等の活用についてでございますが、以前から福祉部局と教育委員会と協議しながら進めてきたところでございます。

そこで、旧五條幼稚園で使用していた机、椅子、棚をはじめとする家具類、電化製品といった大型の物から小物に至るまで、使用可能な備品等につきましては、昨年九月から現在のみらいこども園を仮園舎として使用するに当たりまして、八月に移動を行い、継続して使用しているところでございます。

また、旧西吉野幼稚園の備品等につきましても、同様に本年三月に移動を行い、きぼうこども園で継続して使用しているところでございます。また、旧保育所につきましては、乳幼児用の椅子や机をはじめとする保育用品、給食用の食器類、電化製品、室内遊具、絵本など、三か所の公立認定こども園に移行し、継続して活用しているところでございます。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）继续使用しているところで、使用できるものについてはいろんな形の中で活用していただいております。ございますが、従来それまでには、市内には六か所の保育園、そして幼稚園が二園、それがあつたわけでございます。それぞれの施設で備品、消耗品等を活用してきた、使用してきたものばかりでございます。当然として必要な備品、消耗品は数多く存在すると思っております。現状について unnecessary のもの大まかなものをお伺いいたします。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

活用されている以外のもの、つまり活用されていない備品等の現状につきましては、まず旧五條幼稚園につきましては、解体工事が決定してまいりましたので、移動の際に使用できるものとできないものを分別し、使用できないものについては廃棄処分を行いましたので、現在残っているものはございません。

また、旧西吉野幼稚園につきましては、主なものとして事務机及び椅子、応接セット、ピアノが残っております。

また、旧保育所で活用せずに残っている備品の主なものとしては、ピアノ、事務机、書棚、更衣ロッカー、給食調理用品である鍋や釜などがございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今この旧施設を管理しているところが教育委員会の管轄のところ、幼稚園とかそうなるかと思うのですが、保育所については児童福祉課が今管理を行っておるということをお聞きしておるわけでございます。今の答弁は教育部長のほうから一括して答えていただいておりますけれども、従来先ほども申し上げましたけれども、保育所、幼稚園合わせて八か所の施設があつたと、それが三か所になつたと、そしてまた特に保育所につきましては同じような施設、例えばそれぞれの保育所については給食室があつたと思っておりますけれども、給食室の調理用品であるとか諸々のもの、そしてまた昔の石油ストーブであるとか、空気清浄機であるとか、加湿器であるとか、そういうものも各従来八か所あつたところにはあつた可能性があると思うのですけれども、そういう中において市民は何に關心を持っているかというところは、最近まで使用してきたものを使わないで置いておく、または廃棄処分をする、いかにももったいないという考えがあります。そし

てまた、そこで保護者がおったときには、あそこにああいうものがまだありますよ、そしてまたそこで勤めておった職員からは、あそこにもだああいうものが残っていますよというような意見、いかにももつたいない、そういうような形のことをお聞きするわけでございます。

今後この施設をどういうふうにしていくか分かりませんが、有効利用される、期間が経つごとに今まで使っておったものが再使用して使われない、使われなくなるというようなことが生じる可能性が大いにあります。後でそれぞれの質問がございますので、一括して今後の取扱いについて質問をいたしたいなと思っております。

そしたら次に、学校適正化に伴う旧施設からの備品等の活用の現状についてお伺いいたします。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

学校適正化に伴う旧施設の備品等についてでございますが、まず小・中学校の備品については調査を行いまして、調整の上必要とする他の学校に机や椅子、ロッカー、書類保管庫、ミシン、工作機械、楽器等を移動しております。その後、残った備品等につきましては、同じく市役所各課と調整の上、必要とする課に移動し、活用しております。

なお、体育館にありますパイプ椅子につきましては、避難所などの施設を使用する際に備品として残しております。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）先ほどと同じで、必要があるものについては移動し活用していると、これは当然であろうかと思えます。ただ、従来は四か所の小学校、そして二か所の中学校が閉校しておるわけでございます。先ほどの質問と同様に、 unnecessaryなものがまだまだ存在すると思えます。現状について大まかなものをお伺いいたします。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

活用されない備品の主なものにつきましては、ピアノや生徒用机、椅子などがございます。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）先ほど、認定こども園のときには、特に厨房があった関係で給食に携わるそういうようなものが各施設にあった、また、小学校、中学校になりますと、特に中学校の場合はクラブ活動というのがあって、ちよつと先ほどの保育所と幼稚園とは違う備品、例えば中学校であれば今も多分使っておると思うのですけれども、ミシンであるとか、そして技術で使う工作機械であるとか、もちろん楽器等、そしてまた各クラブで活用してきたもの、この物が、ちよつと保育所、幼稚園とは違う物があると思います。同じく期間が過ぎると先ほど申し上げましたけれども、活用ができないもの、これが多々あると思っております。先ほどから教育部長が答弁いただいておりますので、ぜひとも、けれども、保育所も踏まえてそうですけれども、現地を確認して、そして今こういうものがあるのかということを見てきていただいております。その辺をお伺いいたします。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

旧の施設でどのようなものがあるかということについては、議員お述べの後、各施設を回りまして確認しているところでございます。以上です。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）それはあくまでも保育所……、保育所はどうですか。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

令和四年三月三十一日をもって閉所しました五條市内の旧市立保育所につきまして、備品等現地にて確認を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）それぞれの担当部長が今管理をしておるところについて現地を見てきて、そして現物と言ったらおかしいですけども、どういふものがあるかということを見てきていただいたということで、大体どういふものがあつたということ把握しておるかと思うわけでございますけれども、消耗品そして備品、これも全てもちろん税金等で購入されております。そして、何度も申し上げますけれども、最近まで使用してきたものばかりでございます。そんな形のことの中において、今後どういふふうにして取り扱いをしていくのかということ、これ

も合わせて最後に一括して質問をいたしたいなと思います。

次に、新庁舎の移転に伴う旧庁舎からの備品等の現状についてお伺いいたします。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

旧庁舎の執務室等で使用していた事務机、椅子、書棚、窓口カウンター等の備品につきましては、昨年十一月の新庁舎への移転に際し、できる限り運用し、継続して活用しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 新庁舎移転には多くの備品等が有効に活用されているということは、我々も承知しているところであります。ただ、市民等関係者はそういうものを使用されているということがあまり伝わっていない部分もございます。改めてその活用現状をお聞きしたわけでございます。

その中において、旧庁舎にもまだまだ活用されておられないもの、そういうものが多々あるかと思うのですけれども、その現状についてお伺いいたします。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 旧庁舎等の活用されていない備品等につきましては、ほとんどが新庁舎のほうに移転しておりますので、残っておりますのは少量の事務机、脇机、書棚等でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） まだまだ少量の事務机であるとか脇机であるとか書棚であるとか、そういうものが残っておりますところがございますけれども、もちろんこれは、市の備品というのは、もちろん備品台帳がありまして、その備品台帳によって管理されておるといのが今の現状であろうかと思えます。そしてまた、廃棄するのであれば廃棄するというような形の中の手続きを踏んでいくというような形の備品等の管理をやっておると思うのですけれども、先ほどからお聞きしておつたら、加湿器であるとか空気清浄機、石油ストーブ、保育所にも多分あると

思うのですけれども、こういうようなものについて、まだ廃棄もされておらないのかな、おるんかなというのは分からないわけでございますけれども、やはりきっちりその備品台帳、これも新しく見直していただいて、今新しいところにはどういう……、これは各担当課で備品台帳というのは持つておると思うのですけれども、その辺のほうもひとつ照らし合わせながら、今後の管理なり、そういうものをしていただきたいなと思います。

次に、休止または休館となっている施設等の備品の現状についてお伺いいたします。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）平成二十九年四月から休館している西吉野きすみ館の備品につきましては、令和四年四月に改修竣工した城戸駅舎に会議机、椅子を一部転用しております。

また、令和四年四月から休館している大塔ふれあい交流館の備品につきましては、新庁舎への移転に際し、会議机、椅子等を一部転用しております。

同じく、市民会館につきましても、他の公共施設に会議机、椅子を一部転用しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）休止または休館となっているところにおいても、一部転用しておるところでございますけれども、市民会館、これについても……、市民会館は今後どういうふうにしてやっていくのか、検討委員会を作つてうんぬんということを前にお話聞いたことがありますけれども、今現在どんな考えでおるのか、合わせてお願いいたします。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）市民会館につきましては、公共施設のあり方検討委員会でのそのあり方の検討を行っているところであり、その結果を踏まえまして、市としての方針を決めさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今、休止・休館となっているものは、今言っていたような施設ですけれども、今後、検討委員会をして諸々の市の計

画の中において再館と言ったらおかしいけれども、再使用、これも含めて検討していただいていると、そういうように思いますが、同じくですけれども、やっぱり長く備品等を放置しておいて、そして何かに使おうと思ったときには使用できなくなる、そういうような備品もあろうかと思えます。早期のうちに検討をお願いしたいなと思えます。

先ほどから答弁をいただいておりますのは、旧施設の担当部署が答弁をいただいておりますけれども、これは早急に市が一括して管理するのがベストであるのと違うのかなと思います。その中において、今現在は保育所であれば児童福祉課、そして、小学校、中学校であれば教育委員会というように管理が分かれておるわけですが、僕自身といたしましては、これを一括して管理していくという中で、例えば市の財産を管理している総務部の管財課、そういうところが一括して管理していくのが適当と思うわけですが、考えをお聞かせください。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 用途を廃止した施設につきましては、不要となった備品、消耗品の撤去や、土地の境界確定の作業等を所管課で行った上で、原則所管替えを行い、総務管財課において管理することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司） 六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 所管替えを考えておるといふ形で、今後一括して管理をしていくということで、今答弁をいただいたことですが、何回も同じことを申し上げてあれですけども、それでは、今後管財課で管理することとさせていただきますので、今でいう不必要、活用されておらないものについても今後どのように活用していくのか、そしてまた、他の場所でこれが活用できる場所、これがたくさんあるかと思えます。市民もそうですけれども、もし、こういう机であるとか保育所の調理用品であるとかそういうものの中で、もし、安く欲しいもの、こういうものがあるかもしれないという形の中で、そういうものをオークションなりバザーなりしながら市民に提供したら、そのものは再利用されますし、市にも収入として入るといふ形の中で、双方とも喜ぶと思います。市民は、あそこにあるんやと、あれをちよつと安く買いたたいんやけどもという話も出てきておるわけでございますし、ただ、僕はいろんなものの中において、先ほども答弁のところにも出てきましたけれども、災害時の避難所に必要な物品、これも多々、今のところ不必要なものとして置かれておるものの中で使えるもの、これがあるかと思えます。例えば、地区の自主防災組織であるとか地区の自治会、そういうようなところに、調理用品でしたら鍋、釜、食器、そうい

うものも多分あるかと思うのですけれども、そういうものを地区自主防災組織であるとか地区の自治会に働きかけて備蓄品として活用してもらったらどうやるかというのを問いかけるのも有効利用の中の一つのいいことと違うのかなと思います。

そういうことも合わせて、今後どういうふうにして不必要、今で言う unnecessary なものの今後の取扱いについてしていくのか、一括して所管替えするということですので、管財課の担当部長のほうからお答えをいただきます。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） まだ使用可能な状態で今後も使用の予定がない備品等につきましては、公売を原則に売却を進めていくこととしております。そのためにも、まずは使用していない備品等について、市全体として今後も使用する予定があるのか改めて確認してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司） 六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 使っていたもの、そういうもの、そしてまた今現在不必要になっているもの、これを本当に市民にとって、もつともつと、置いておくのではなしに有効に活用していただきたいなと思います。

そしたら、次の質問に移ります。

次に、防災行政についてでございます。

避難行動要支援者対策について、まずお伺いするわけでございますけれども、この質問につきましては平成二十六年の三月議会そして平成二十八年の九月議会にも質問させていただきました。災害発生時におきまして地域の高齢者そして障害者、乳幼児そして日本語が不自由な外国人、また最近は一人暮らしの高齢者による免許返納者等、自力で避難が困難な人に対しまして、二〇〇五年ですけれども、政府は災害時要支援者の支援ガイドライン、こういうものを定めて全国の自治体に災害時の避難行動要支援者名簿の作成、そしてまた避難支援の取組方針、これを策定するように呼びかけてきたというのが過去の現状であります。

市としては、避難行動要支援者検討委員会、これを設置し、種々検討してきていただいていると思います。その中において、現在の避難行動要支援者数とその後の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（山口耕司） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市における避難行動要支援者数については、令和四年四月一日現在六千二百十四人です。そのうち避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の提供に同意をいただいている方につきましては、三千八百九十二人です。

名簿の具体的な運用については、平成三十年十一月に五條市災害時避難行動要支援者名簿運用要綱を定めており、災害時の避難誘導や救出活動、安否確認、また日常生活において行う声かけや相談などに活用する目的で、自治会、自主防災組織、民生児童委員、消防署、消防団、警察署に対して避難行動要支援者名簿を提出することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今答弁があったとおり、避難行動要支援者名簿約三千八百九十二人という数字が出たわけですが、四千人近い人がそういうような支援を求めていると、避難行動をするときに支援をしてほしいということを求めているのが現状であるかと思いません。

そしてまた、地区の民生委員、こちらのほうにも名簿ですけれども提供したということで、聞いておるわけでございます。

先日、その民生委員の方々に、こういう名簿をいただきましたか、知ってますかという話をさせていただいたので、それなら、名簿はいただいておりますと、ただこれをどういうふうにこれから活用したらいいか、名簿だけをいただいておりますんやけども、どういうふうに活用したらいいのかわからんと、そういうふうな、そして、各地区に民生委員がおるわけではございませんので、民生委員の方がこれだけの多くの範囲を、これだけ多くの、名簿をもらっただけでないもこないもする手段がないというふうな話を聞いております。もちろん検討委員会というのは、前回の平成二十八年九月議会のときにそういうようなものを立ち上げたということでございますので、今令和四年でかなり日にちが経っているので、もっと前を向いて話が進んでいるのかなと、進捗しているのかなと感じておるわけでございますけれども、なかなか今の答弁等では感じが鈍いかなあとというような形のことを感じます。

そしてまた、平成二十八年の九月議会の答弁、これでは、本市の計画には災害時に自主避難行動ができない要支援者を対象として要支援者ごとに避難者の手助けを行う支援者を事前に取り決めておく、こういう項目が置かれている。そして、そのときには今後の計画として、これは二十八年九月の話ですけれども、要支援者ごとの個別の避難計画の作成に向けて取り組んでいくと、こういうような答弁がございました。

そしてまた、令和三年ですけれども、災害対策基本法、これが改正になりました、今言っている個別の避難計画、避難行動要支援者については個別の避難計画を作成することが市町村の努力義務であるというような形の中で、国からも努力しなさいという中で義務化されておるわけでございますけれども、平成二十八年九月議会の答弁以降の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（山口耕司） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 本市において、避難行動要支援者個別支援計画を作成すべく避難支援等関係者と共に取組を行ってきたところでございます。

具体的には、令和二年度から三年度にかけ試行的に一つの自治会を対象に、自治会、民生児童委員、社会福祉協議会、市による計画作成に向けた勉強会を行うとともに避難行動要支援者の御自宅を訪問し、避難する際に支援してもらえぬ親族や隣人の有無などの聞き取りを行いました。こうした結果を踏まえまして、本人同意の上で個別支援計画として取りまとめたところでございます。

なお、令和三年五月の災害対策基本法の改正により、個別支援計画の作成が、先ほど議員おっしゃいましたとおり市町村の努力義務となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司） 六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） その後の取組として、試行的にですけれども、一つの自治会を対象に個別支援計画を取りまとめたということであるわけですけれども、その取りまとめたときにはいろんな課題、これが出てきたらどう思うわけでございます。ただ、進んでおるが、先ほどもございましたけれども、二百九十ほどの自治会の中で一つの自治会しか今のところ取組ができておらないというようなことで、これも早急に、国からの市町村の努力義務というような形になってきておりますので、今後取り組んでいただきたいと思うのですけれども、個別の避難計画というのはかなり作るのが難しくございます。なぜかと言いますと、名簿ができてそれを支援する方々の協力がなくては絶対に成り立たないということがあるわけでございます。いかに支援する人を求めていかなるはならないということが大変な作業になってくるわけでございます。

そして、従来は防災関係者と言ったらおかしいですけれども、警察、消防団、消防、そしてまた市の職員、こういう者が計画しようといたしましても、実際災害がございましてその防災関係者という形になってきますので、防災業務に追われて十分その方々の支援活動ができない

場合というのが多々想定されるわけでございます。そして誰に支援を求めるかというような形になってくるわけでございますけれども、自主防災、地区には自主防災組織、活発な自主防災組織もございまして、いやいやちよつとまだまだやなあというような自主防災組織もございまして。そしてまた、地域の福祉の要となる民生委員、これも数多くおるわけではございません。とてもやないけれども三千八百人ぐらいの中で民生委員だけではできません。そうなりますと、やはり先ほども自治会の話もございましたけれども、防災のためにも地元自治会に協力を求めるしか方法はないん違うのかなと思うわけでございます。

僕がおります牧野地区におきましても、一つの自治会はそういうものを各自治会で作って、そして何かあったらこの人をどこに避難させようというような、これは市には届けてございませぬけれども、個別でやっておるといふ自治会もあるわけでございます。それは、そのときに三千何人の方々の名簿を作つてよろしいという同意はもちろんいただいて、提供しているわけでございますけれども、そのときに避難するときに、あなたは誰に支援していただいたら一番よろしいですかということを問いかけるという、そういうのが大事と違うかなと思います。例えば同じ地区の中におきましても、私あの人に避難所に連れて行つてもらつたら一番安心するわという、普段のコミュニケーションの中であらうかと思うのですけれども、それが分かりますと、その支援の名前が出た方々には、御足労ですけれども自治会とか自主防災会とかそういうところから、いやこの方はどうしてもお宅のほうで、もし避難するときは支援してほしいという申出があるんやけれどもお願いできませんかというような形でやつていかななくては、なかなか前向いて進めていくのは難しいかなと思うわけでございます。

そういうことで、早急にこれも一歩一歩前を向いて進んでいかないことには、二十八年から一自治会だけで試行したというようなことでございませぬけれども、その輪を広げていただいてやつていっていただいて、各関係機関との連携を構築してやつていただきたいと思うわけでございますけれども、今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（山口耕司） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 個別支援計画の作成を進めるには、自治会や自主防災組織また民生児童委員などの御理解と御協力が不可欠でございます。

また、先ほど一自治会と申し上げておりましたけれども、実は昨日一つの連合会のほうに御説明をさせていただきました。そちらのほうにつきましては、地区の自治連合会や自治会長様、また地区の防災委員さん約四十名の前で個別支援計画につきましての協力依頼のほうを当該危機管理課からさせていただいたところでございます。

そんなことで、引き続き自治会や自主防災組織、また民生児童委員などと共に勉強会やワークショップなど地道な取組を実施することによりまして、地域の実情に合ったより良い方法で、一人でも多くの個別支援計画が作成できるよう取り組んでまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）最後になりますけれども、本当に個別支援計画というのは僕自身も携わった経験がございますけれども、スムーズにさっとできるものではございません。だから一歩一歩、今一つの連合自治会がやっていたかどうかということで、ちよつと安心しておるわけでございますけれども、そういう輪を広げていくということが一番大事であろうかと思えます。

足踏みするのではなしに、一歩前に踏み出して個別計画の支援計画、そしてまたそれに伴い大事なのは何でもそうですけれども、それに伴う訓練というものもやっていって、市民が安心安全で五條市に住めるように、そしてまた災害があつたときには皆様方に本当に御協力を得ながら過ごせるようなまちづくりに関しまして、御協力をお願いいたします。

それをお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山口耕司）以上で六番窪 佳秀議員の質問を終わります。

昼食のため午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十四分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確をお願いいたします。

なお、質問席で質問される議員におきましては、マスクは外していただいても結構でございます。次に、三番養田全康議員の質問を許します。三番養田全康議員。

〔三番 養田全康質問席へ〕

○三番（養田全康）議長から発言の許可をいただきましたので、三番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。まず初めに、大きな一番として職員の労働環境についてであります。

これは、以前からこの議会でも、また先だつての三月の予算の総括質問でも取り上げさせていただきました。残業に対して過剰な労働にならないように、また百時間を超えるような労働をされている方がいらつしやるといふようなお話でありましたけれども、今それらを踏まえて機構改革もありました。その中で、どういった状態になっておるのか。その辺まず答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）三番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

今年と昨年の四月を比較いたしますと、時間外勤務は一人当たり平均一・一時間減少しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）時間外勤務が平均で一・一時間、一人に対して減ってきておるといふことでありまして、これは全体的な時間で見ると何時間減つたのか、その辺ちよつと答弁ください。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）昨年四月と今年の四月を比較してみますと、昨年度は四月で五千九百五十二時間、今年は四千九百七十六時間、人而言いますと二百二十七名が百九十八名ということで、全体で九百七十六時間減少しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）はい、分かりました。一定の削減はできたということでありまして、労働環境の改善に向けて取り組んでいただいていること、本当にありがたく思います。そんな中、時間外勤務等のデータを三月の総括質問で示していただいたのですけれども、そのデータを基に

して今の現状がどうなっているのか答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）今年四月に時間外勤務をしている職員は合計で百九十八名、先ほど申し上げましたとおりでございます。そのうち時間外勤務三十九時間以下が百四十八人、全体で七四・七パーセント、それから四十時間以上九十九時間以下が五十人で全体の二五・三パーセントとなっております。なお、百時間以上の時間外勤務についてはいませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）前回の一般的な勤務を超えるような勤務はなくなったということでありまして、環境の改善になっているのはよく分かるのですけれども、今回私の一般質問の争点と言いますか、その部分は何かと言いますと、例えば四十五時間以上働いた場合に代休を取りなさいとか、例えば土・日に行事であったり、また選挙事務であったりとか、そういったところに対して出た職員に対して代休を与えるわけですけれども、その代休が消化できないとか、今までは選挙事務であった場合は国から下りてきたお金を皆さんで分配するというような形で手当てして与えていたようでもありますけれども、それが今では代休に替わったということでありまして、その代休に替わった分の消化ができていないのかどうかとか、その辺のところを、消化できない代休に対しての現状の状態であるとか、その辺答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）休日によむを得ない事情により勤務を命じられた場合、土曜日及び日曜日の週休日ではその日を起算日として前四週、後八週までの期間内にその週休日を振り替えることとしております。

祝日・年末年始につきましては、その日を起算として、後八週までの期間内に代休を取得することとしております。いずれも所属長としては、業務全体のスケジュールを把握した上で当該職員の健康管理に最大限に配慮が必要であることから、休日の勤務は振替日または代休日を決定の上、命令を行うとこととしておりますが、決定した日から都合で変更せざるを得ない場合もその期間内に取得できるよう柔軟に対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）そういったイレギュラーに対しては休日の振替、または代休を決定してそれらの業務に当たるということでありますけれども、当該される、前年度ですかね、前年度の衆議院議員選挙であったかな、に対しての代休に対して、これらのような状態できっちり代休を取られているのかどうか、その辺まだ代休を取り切れていないような職員さんはいらっしゃるのかどうか、その辺分かれば答弁ください。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）所属長に対しては、職員が休日勤務した場合、決められた時間内に代休を取得するよう、部次長会等を通じてお願いをしているところでございますけれども、やむを得ずその期間内に取得ができなくなった場合は時間外勤務手当が支給されるということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）今私が答弁を求めたのは、そういう方がいまだにいらっしゃるかという答弁を求めたのですけれども、答えて代休を取れなかったといった場合に、それらに対しては賃金で払うと、最終的には何もないという状態は避けるというような状態であったわけですよ。これは、今までそういうような状態でしたただけなのかどうか、その辺答弁もらえますか。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）これまで所属長から報告がありました分につきまして、選挙事務につきましては代休取得ができなかったということで時間外手当を支給したというふうに選挙管理委員会事務局から聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）この選挙事務に関しては賃金で払うということでありまして、例えば四十五時間を超えた残業を行った結果、代休を取れというようなことになった、またその代休に対して仕事が忙しすぎて代休を取り切れなかったというようなことが起こった場合に、これらは賃金で払われるべきなのか、またそれともさらなる代休の取得につながるものなのか、その辺答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）まず、時間外勤務命令というものは、時間外勤務命令の原則というものがございまして、事前に命令、事後に確認をするという原則がございます。

今回の場合、それを見まして長時間労働というものを避けるために週休日、あるいは祝日の場合は振替でありましたり、代休を指定して極力職員の負荷を減らすということに対応しているところでございます。

これまで所屬長のほうからはそういった振替休日が取れないというような事象の中で報告を受けておりませんので、適切に処理されたものと理解しているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）分かりました。そういった空残業というのですかね、そういうのだけにはならないように、しっかりと、残業するに当たってのその職長さんの命令であったり、また残業した結果代休が必要であるとか、例えば代休が取れないのだったら賃金での支払いがあるとか、そういったところはしっかりと管理職の皆さんに精査していただいて、今後の労働環境の改善につなげていただきたい、そのようにお願いする次第であります。

次の質問に移ります。

次に、大きな二番、これからの教育についてお尋ね申し上げます。

五條市は小学校の統廃合や幼保一元化等進めていただきました。今までの使用用途とは変わったような状態で教育施設が使われているところが多数あると思います。それらの一部の中で、例えば阪合部にあった阪合部小学校は公民館と認定こども園で使っていたというところが多数あると思えます。それらの一部の中で、例えば阪合部にあった阪合部小学校は公民館と認定こども園で使っていたというところでありまして、その整備の中で、地元で出た話ですけれども、動線をきっちり分けると、これは私たちもそういった御説明をいただいて、認定こども園と公民館の動線を分けて安全管理に努めるというようなお話をいただいておりますけれども、現状、病後保育の入り口と勤務されている先生方の入り口と公民館の入り口が動線上分かれていなくて、近くにあつて、これは例えば不審者であったりそういったところの判別であったりとか、そういったところが難しいのではないのかなと私自身感じて、また地元でもそういう話が出ていますけれども、その辺のことを教育委員会としてどう考えておられるのか、その辺答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 三番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

きぼうこども園と阪合部公民館につきましては、同じ建物の中に二つの機能を持った施設があるということ、その動線、区切りですね、それをどうしているかということではありますが、その建物の施設外につきましては、避難経路確保等のために動線を区切ることなく運用しております。

また一方、施設内においては明確にこども園と動線を区分しておるところでございます。

なお、こども園の出入り口は、外部からの侵入や誤って園児が園の外に出ないように施錠するとともに、公民館の出入り口を含め施設内外に八か所の防犯カメラを設置し、顔等の人物が確認できるよう対策を講じているところでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司） 三番養田全康議員。

○三番（養田全康） はい、分かりました。中はね、私も見させていただきましたので防犯上の対策はしっかりしていただいております。というのは感じたわけですけれども、ただ思ったのが、出入り口、メインとなる出入り口が近い場所に存在して、実際そういった安全管理の中で、ではその人が公民館に行かれるべき人なのか、それともまた認定こども園に用事があった方なのかということのすみ分けがとりにくいのではないかなと感じているところがあります。

今後、例えば駐車場からそういった場所に入入りというのは簡単にできるような形になっておりますので、安全上必要とあれば何かしらの対策を考えていただきたいと思いますけれども、その辺答弁いただいております。

○議長（山口耕司） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。

施設上の出入り口については明確に分けてあるところでございますが、そこをはっきりと公民館、認定こども園ということが分かるように、もう一度立て看板等をきっちりとさせていただいて、明確に出入り口が分かるように表示等をしてまいりたいと考えております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司） 三番養田全康議員。

○三番（養田全康） そのような対策を取っていただけるんやったらありがたいので、よろしくお願いいたします。

その中でですね、阪合部公民館ですが、以前認定子ども園ができたときに中の確認してくださいということで、私ら行かせていただきました。そのときに、備品がきちっと整理しておらず、これでいきなり公民館として始められるのかなというような感覚を受けました。先だって初めてやと思うのですが、公民館でヨガ教室というような形で、近隣の奥様方が数多く来られたというようなお話の中で、利用者さんからも話を伺いましたし、一歩ずつではありますけれども阪合部公民館としての活動を始めていってくれているのではないのかなと思うのですけれども、これら最後、備品とかがきちっとそろって公民館らしいと言ったらおかしいですけれども、そういった形でしっかりと整備していただけるのか、これはどのようなスケジュールというか、そんな形になっていきますか。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

五條市立阪合部公民館につきましては、令和四年四月一日から運用開始しているところでございます。

開館当初は公民館長等が不在で、鍵の貸出管理は生涯学習課が行っていましたが、阪合部自治連合会長からの御推薦もいただきまして、本年六月一日から公民館長を任命して管理を行っているところでございます。

また、当初備品のほうがうまく整理できなかったところがございますが、館内の備品等につきましては休止になった施設等の机、椅子、座布団等を五月に搬入いたしましたし、サークル活動、会議等ができる状態となっております。

今後も利用者の利便性を図れるように、充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）公民館長も決まって、公民館としての歩みを一歩ずつ進めていただけていること、本当にありがたいなと感じるところでありますし、ただ今後は阪合部文化会館を公民館として今まで利用した中で、やっぱりそこの方が利便性はいいという形もありますし、また行政の業務の中で認定子ども園とそぐわないと言ったらおかしいですけれども、そういった形の、例えば動物を扱うようなことが出てくると思いますので、それらをやっぱりきちっと文化会館とも話をしながら、使用する形を決めていただきたいなと、ちゃんと話し合いをしていただきたいなと、そのようにお願いする次第であります。

その中で一つ問題と言ったらおかしいですけれども、きぼう子ども園の送迎に関することです。私の子供もきぼう子ども園にお世話になっ

ておりまして、たまに送り迎えをさせていただくのですけれども、送り迎えの中で県道から市道に入り、またその中で園まで行く道中、大変道幅が狭くて、例えば県道と市道の交差点の部分で、市道のほうから出て来られるときに県道から入る、そのときにどうしても車が民間の敷地によけないと交差できないというような部分があります。その民間の方からクレームがきたわけでも何でもありませんので、その辺は、今はそのままで使わせていただいているような状態ではあると思うのですけれども、実際狭くて危険であり、また送迎の中で事故も起こってしまったというような報告も私も聞いていますし、自治会でもそういうような話が出てまいりました。これらの問題について、教育委員会というのは、こんなん最初から分かりきったところでありまして、進入路が二か所あって、その一か所は見晴らしも良くって使い勝手が良いと私思うのですけれども、今後の動線をどう考えていくのか、この辺答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

御指摘のきぼうこども園の送迎時における安全対策でございますけれども、事故後速やかに保護者に対して安全運転の徹底について文書等で通知し、啓発をしております。その際、通知文と共に危険な箇所を記載した地図を添付して注意喚起を行っているところでございます。

また、引き続き安全運転の徹底につきまして、保護者通知を使った啓発を定期的に行うとともに、侵入経路の検討やカーブミラーの改善等について関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）根本を変えないと事故というのは少なからぬのではないかなと考えてまして、どうしても市道だけではなくて民地によけないと車が往来できないとか、またカーブミラーも園が始まるまでに大きなものに変えていただけたら良かったのですけれども、もう古い四角のね、なんか何年前からついているんだろというようなカーブミラーがそこに一基あるわけでありまして、やはりこういった今まで交通量の少なかった場所で今答弁、他の議員の答弁でもありましたけれども六十二名ですか、子供たちが来る。少なくとも朝夕の送迎時というのはすごく混雑すると言ったらいいか、そういった状態になっておる、また地元にも御迷惑をかけてしまうかもしれないような状態になっておりますのでね、何かしら根本的な解決を模索していただきたいと思えますけれども、その辺答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

議員お述べのとおり実際運営してみても初めて分かってきたところもございますので、今後その地域の方々に御協力をいただきながら安全対策についてさらに検証、検討してまいりたいと考えております。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）ぜひお願いいたします。

続いて、みらいこども園の駐車場の安全対策についてになります。他の議員もみらいこども園の駐車場のことを質問しておられましたけれども、また違った観点からさせていただきます。

二〇〇二年の九月の十八日ですわ、名古屋で起こった事故ですけれども、一階が保育園で二階が立体のような形の駐車場になっていたようです。そこに送迎に來られた車が二階でアクセルとブレーキを間違えてしまつて、二階から車が安全柵を超えて落ちてしまつたと、下で整列を行つていた園児の上に車が降りかかつてきてしまつて死亡事故が起こるといふ痛ましい事件でありました。これは、安全柵があつての話です。ただ、裁判の中で、安全柵が国の基準になつていないといふことで、この車の運転手、また保育園に対して賠償命令が下りるといふような事案があつたようです。

みらいこども園ですわ、実際使われている駐車場は子供の保育室と隣接しております、安全柵がなく、保護者さんからも私相談をいただいたわけでありませけれども、大変危険であるといふことで、私も現地に行かせていただきました。また、その当時の教育委員会の担当職員にも来ていただきまして、確認の中でこれは危ないと、早期に改善するべき必要があるのではないのかといふことで協議をさせていただいたのを覚えております。

現状、そういった形になつておらず、使用用途を考えてその辺を改善していくであろうとかといふようなお答えをいただいたのですけれども、実際事故が起つてからでは話になりませんし、これは子供の安心や安全を守るためには必ず安全柵やガードパイプの設備が必要であるのではないかなと感じておりますけれども、教育委員会としての考え方をお述べください。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

みらいこども園の駐車場安全対策としては、特に保育室に面した場所については、運用ですけれども前向き駐車を徹底するとともに園児が

おられるときにはその駐車場を利用しないなど、そういう形の運用面で対策を講じていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）園児がおるかおらないかというような問題も一つあるのかもしれませんが、ただ前向き駐車をしていただいてもアクセルとブレーキを間違えてしまったらどうにもならんことですね。事の始まりというのは、認定こども園の園児がバックで車を止めに来るのを窓際に見て、非常に怖いと、保育園児が「怖いんや。」と、「車近くに來んねん。」と言ったのがきっかけでこの話があがったようでありまして、これらの安全対策を事故が起こる前にしっかりと対応しておかないと、私申し上げた名古屋の事故も安全柵があってもこういうことになるのですから、何よりも子供たちの安心安全を守るためにもう一度考え直していただけないかとお願いするのですけれども、これ教育長、答弁いただけませんかね。

○議長（山口耕司）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）三番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今御指摘の件につきましては、昨年度の認定こども園の設置のときから意見をいただいております。十分承知をしております。

どういう方法があるのかということで考えていったわけでありませけれども、先ほど部長のほうから申し上げましたように、一つは安全面、また子供たちの恐怖感を募るものであればそこに駐車することを避けるという方法がまず一つ取れるのではないかとということで、今検討しているところです。ただ、それを避けた場合に駐車場の位置でありますとか、またそれだけ取ったからといってそこから見えるような状況です。で、ちょうどガラス面のところに見えないような何か方法を講じるとか、こういった点を検討しております。善処できるように努力します。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）根本的な解決をしていただかないと、まず子供たちに安心安全、この部分は必要最低限やと感じていますし、今駐車場の話も出ましたけれども、他の議員の朝からの一般質問の中にもありましたように、やっぱり活用をしっかりとできるような形の中で皆さんに納得して使っていただける、また先生方の駐車場も今回この場所では取れないというような話の中でいろいろ話が上がっているのも聞かせて

いただいておりますし、やっぱり……その場所だけではなくて全庁的な話になると思いますので、その辺は皆さんでしっかり議論していただいて、教育施設のみならず全庁的なお話でしつかりと根本的な解決を望むものであります。よろしくお願いいたします

続いて、(二)リサイクルの指導についてであります。あるお母様から私、お話をいただきまして、それは何かと言いますと、昔はプラタブというんですかね、缶ジュースや缶ビールでもそうですし、飲料水のアルミの部分、開けるときに触るプラタブというんですかね、それらであったり、ペットボトルのキャップであったり、こういったものを回収して幾らかのお金に換えてPTAの活動費に充てたりとか、そういうリサイクルとかエコというような部分で各小・中学校で取り組んでいたようにあります。ただ、それが今現状なくなっています、こんなんどうしたらいいんやろという話をよく聞かせていただいてまして、学校での環境問題やリサイクルについての子供たちに対する教育の中でもこういったものは復活させていくべきではないかと考えておるのですけれども、その辺答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

市内小・中学校では、社会科や技術家庭科の授業におきまして、環境やリサイクル活動について学習を行うとともに、総合的な学習時間においてはSDGｓ持続可能な開発目標の学習も行っているところでございます。

SDGｓの分野では、「七、エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」と「十二、作る責任、使う責任」という目標において、食品ロスの軽減や廃棄物の大気、水、土壌への放出の削減を学んでいるところでございます。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）SDGｓ、よく最近、よく最近と言ったらおかしいですね、以前から耳にしますし、そういった取組というのは広がってきているのかなと感じるところもあるのですけれども、僕自身まだそのSDGｓが何たるかというのは勉強しきれていないなというところでありますけれどもね。

私、答弁いただきましたかったのは、今後小・中学校で例えばアルミ缶であったりとか、そういったリサイクルに関して今後また復活して、そういう指導とともにしていただけるようなことがないのかということらへんなんですけれども、その辺どうですか。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

現在、市内各小・中学校の具体的な取組の現状としまして、五條小学校、五條東小学校ではアルミ缶回収を実施しております。

また、北宇智小学校、五條中学校ではペットボトルとキャップの回収を実施しているところであります。

他の小・中学校では、現在コロナ禍で具体的なリサイクル活動の実施を見合わせているところでございます。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）今後また検討していただいて、そういった取組を広げていただけたらいいと思います。もう時間もありませんので、次に移ります。

（三）の今後の教育についてであります。これは学校適正化、私ずっと答弁いただいておりますけれども、適正化の中で私たちが子供を持つ親としては様々な報告をもとに、では適正化が賛成なのか反対なのかというのはいろんなところで議論がありました。その中で、例えば魅力的だなと思ったのは、コミュニケーション能力を上げるためにやるんだと、やったときに多く集めた結果、ではいじめとかがあったらクラス替えをしてそういった問題にも解決できるような取組もあるんだとか、例えば部活動をしっかりと選べるようにすると、こういった様々なメリットをお示しいただいて、それが適正化につながると私感じておるのであります。ただ、そんな中、残念なのが、例えば部活動において、例えば五條中学校で野球部が今一名しかいないと、これは野球部として存続できるのかというような点もありますし、逆に言うと、各小学校で複数学級作ると言っておったのが単式の学級になって、しかも先生の加配までつけないといけないとかいうような状態になってきたり、様々思惑と違うようなところも出てきているのが現状ではないのかなと私考えるのですけれども、今後、子供たちが増えるというのは考えにくいことでありまして、この適正化の中、今の現状でどこまで引張っていけるのかと、そういった試算というのは教育委員会としてしっかりとデータ取り等していただいておりますのかどうかと、今後の学校適正化の方向性ですよね、これでそういった教育ができないと踏んだら、教育委員会はまた再度学校適正化をやって縮小化をしていくのかどうか、この辺答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

まず、現在の児童・生徒数でございますけれども、令和四年五月一日現在で学校の基本調査によりますと、小学校五校の児童数は一千三十

一人、中学校三校の生徒数は五百六十七人、小・中学校児童・生徒合わせて一千五百九十八人となっております。

あと、今後の推移につきましては、令和四年四月現在試算いたしました児童・生徒見込みによる調べによりますと、小学校の児童数は令和五年度に一千二人、令和六年度九百五十七人、令和七年度八百八十九人、令和八年度は九百三十三人、令和九年度は七百六十六人を見込んでおりまして、五年間で二百三十六人が減少すると想定しております。

また、中学校におきましては、令和五年度で五百四十八人、令和六年度で五百三十人、令和七年度で五百一人、令和八年度では四百八十七人、令和九年度では四百七十七人と見込んでおりまして、五年間では百一人の減少を想定しております。

今後、子供たちの減少に伴いまして、今進めています学校適性化計画ですが、児童生徒数の減少に伴ってまた見直しをしていかなければならない時期は今後くると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）平成二十八年から計画が始まっているのですかね、平成二十八年から計画が始まった中で実際子供たちの減少する数というのですかね、その思惑より緩やかなのかそれとも早かったのか、この辺分ければ答弁いただきたいです。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

平成二十八年当初の段階では全学年二学級編成という見込みでやってきたところでございますけれども、やはり現在になりましたら児童数の減少が非常に大きいというところで、当初計画していたような形の学校編成にはなっていないというのは現状だと考えております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）そのときにね、僕思い起こせば、適正化の会議を、よく説明会等をやっていたら、思い起こしたら私たちの住む地域の学校は適正化に向けて学校編成されるんだと、どこどこの学校に行ってくださいというような感じで二段階に変更されたわけです。そのときに、少なくとも学校を残してほしいなという意見が数多くあったと思います。ただその中で、今思えばというのは、ある大きな二つの小学校の父兄さんが、このまま放っておかれるのかと、人数は必ず減るんだというような話をしておりました。逆に言うたら、僕たちの地域はなく

なるのに対して残してほしいとかそういった意見でありましたけれども、逆に大きな小学校の二つの父兄の方がほっとかれるというような発言をされていたのに、私今思えば、あなるほどなあと、これはだんだんだん子供が減っていく中で本当にこの五條市の教育というのは大事だと思います。子供たちがいかにして五條で輝いてくれるのか、また地元に対して思いを持って帰って来てくれるのか、こういうところが本当に大事なことです。ただ、でもやはり一定規模というのはいきつちりとした試算の中でやっていかないと、今みたいに加配で先生をつけて何とかやれる、また逆に言うたら単式学級でいかにと仕方がないとかという状態に、今のような状態になってしまうのではなくて、それはしっかりと試算の中で一定規模を維持して、きちっとした教育をやるんやと、コミュニケーション能力を高めるんやといったことは、現実としてやっていただきたい。また、本当にそういったいじめや何かが起こってしまったときに、子供たちをしっかりと動かして安全な状態で学校運営ができるような形を取っていただきたいと思えますけれども、その辺教育長、御答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）三番養田全康議員の御質問にお答え申し上げます。

学校適正化に関わりましては、平成二十八年度からの生徒の変化ですか、その辺を捉えて計画を進めてまいりました。そこで今、そのことがどうなっているのかということで、御指摘をいただきました。

確かに、先ほど部長が申し上げましたように平成二十八年度の時点で二クラスができる体制を作ってまいりました。これは、今も盛んに言われているわけでありますけれども、今まで個人の能力を高めるといって教育はいろんな場にいるんな人の手によって進められてきました、しかし、大事なのは集団の中で自分の主体をしっかりと出していける子供たちを作っていきたい、そのためには一定の人数の中で教育をしていくことが必要です。五條市の場合は、平成二十八年度の数から二クラスを何とか維持したい。幸い国の定数のほうも三十五人学級の全学年の実施という話が当時は出ておりました。しかし、実際には一学年ずつ進行するというので、その問題が一つあったのは事実でありますけれども、先ほど申し上げましたように、子供の減少が非常に急激であったということと、特別支援学級の子供たちというのは別に担任がついて別個の形になりますので、その数は読まないとか、そういった見込みが甘かったのではないかと言われれば、そういう形があったのは事実であります。しかし、子供たちに初期の目的を踏まえしっかりとやっていかなければならないということで、例えば南小学校の場合につきましては、四年生、五年生、六年生については加配を使っても二クラスを維持していきたいということで、学校との協議の中でそう進めてまい

りました。低学年については、むしろ友達同士でたくさんの中で一つの形を作ったかどうかということ、IT方式でやっていくことで、学校のほうに方策を立てていただいたわけであります。もちろん、ニクラスでやっていきたい思いは今でも強いわけでありますけれども、今後も減ってくる数のことを考えると、それが実現できるのか不安な部分があるのは事実であります。

何かいろんな方法を加えながら、できる限り初期の目的のところに近づけるような方法を考えていかなければならないのではないかと思っておるところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）答弁いただきましたけれども、何よりも子供たちのための学校というような形になるように、今後も御尽力いただきたいなとお願ひ申し上げる次第であります。

次に移ります。

三番の戸籍等の本人通知制度についてであります。

古くは一九八五年あたりからこういった本人ではない方が他人の戸籍や住民票、それらを不正に取得して、取得するには一定業種の方しかこれは取れませんので、八業種というんですかね、八業種の方しか取れませんので、それらの方が取って、それを売買するというような状態の中で、一九八五年あたりからそういった問題があるようでありまして、近年でしたら二〇二一年の八月に栃木県の行政書士会所属の行政書士さんが探偵さんから依頼を受けてそれらの戸籍、住民票を不正に取得して売買し、兵庫県警に逮捕されるというような事案があったようであります。この案件、二〇二一年八月の案件ですね、これはね、奈良県下においても多いところでありましたら奈良市内で十一件、また大和高田市三件、橿原市五件など、奈良県下にも飛び火しております、不正に取得したそういう個人情報を買取るといふようなことがなされて、一時世間を騒がせたわけでありますけれども、まず五條市にそういった戸籍等を第三者が取得したのを売買したというような、悪用された事件、五條市の中であつたか、そういった問題が五條市の中であつたかどうか、まず答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）三番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

戸籍等の不正取得による悪用につきましては、令和三年八月に行政書士による戸籍等の不正取得事件が発生したのを受けまして、本市にお

いても該当事例の有無について確認をいたしました。が、ございませんでした。

また、当該事件以外でも不正取得し悪用されたと把握する事案はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）ないということでありますけれども、実際いろんな団体さんが調べた結果、奈良県下で分かっているのが二十四件、二十四件がこの市町村の何であったかという事例が分かっているわけでありますけれども、警察の調べでは奈良県下で四十二件ということでありますので、十数件分かっていない事案があるようであります。これは、聞かせてもらったら、五條市、何万件というようなそういう個人情報、皆さん自分のものを含めて作っておられますから何万件を調べるのは不可能に近い数字なのかもしれませんけれども、この不正取得等の被害防止を図る本人通知制度、これは本人にあなたの個人情報を取られましたよと、これは市がその方に伝達する、取られてますよということを伝達する制度でありますけれども、どんな制度なのかというのと、奈良県の全市町村でこれは登録型の本人通知制度が導入されておるわけでありますけれども、県外の市町村では不正取得事件として確定した場合、被害者に対して不正取得の事案があったことを伝える被害者型本人通知制度を導入しているというような市町村もあるようでありまして、五條市がどのような状態になっておるのか、この辺答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）戸籍等の本人通知制度は、戸籍や住民票の写しの不正請求また不正取得による個人の権利侵害を防止するために、住民票の写し等を第三者に交付した場合、事前に登録した方にはその交付の事実を通知する制度です。

本市におきましては、平成二十四年八月より五條市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱を制定し、運用しております。また、登録後三年間有効となっております。

議員お述べの被害者型の本人通知制度については運用しておりません。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）戸籍と住民票、取られた数、答弁もらえますか。

○議長（山口耕司） 田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美） 御答弁申し上げます。

令和三年度の交付実績は、戸籍謄本等で一万九百五十通、住民票等で一万一千九百十三通、合計二万二千八百六十三通を交付しております。
以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司） 三番養田全康議員。

○三番（養田全康） 約二万二千から二万三千の数が交付されておるわけですよ。この中で登録者、こういった本人に通知しますという制度があるわけですから、これは五條市に登録している方がいらつしやると思うのですけれども、この登録者がどれくらい、今現状五條市におられるのか、この辺答弁いただけますか。

○議長（山口耕司） 田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美） これまで延べ五十六人の登録がございましたが、現在の登録者数は十人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司） 三番養田全康議員。

○三番（養田全康） 今現状登録していただいている方は、五條市民二万八千少しという人口の中で十名しかいらつしやらないということであり
ます。これは、本人がしっかり申請したら、誰かが不正に取得しようが、例えば親族が取得しようが、これは本人に通知して、あなたはこれ
取られてますよと、住民票であったり、戸籍取られてますよというのを通知できるシステムがあるわけですから、これをしっかりと市民に広
報活動して、知っていただくことが必要やと思うのですけれども。

他の市町村では、例えば第三者が開示を求めた場合、誰が取ったのですかというような開示を求めた場合、その取った人間を黒塗りにする
ような市町村もあるようですけれども、五條市がもし誰が取ったのかという開示請求を行った場合に、これは黒塗りになるのか、また誰か取
った人間を公開していただけるのか、この辺答弁ください。

○議長（山口耕司） 田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美） 本人に通知する内容につきましては、交付年月日、それから交付した証明書の種類と枚数、交付請求者の種別
でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）分かりました。ということは氏名であるとか住所であるとか、相手の個人を特定できるようなことは開示しないと、例えばそれが不正な事案となったときに、これは開示しますか開示しませんか、この辺答弁できるならお願いします。

○議長（山口耕司）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）基本的に開示請求いただく必要がございますが、その後で開示できるかどうかにつきましてはそれぞれの事案によって異なると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）これで最後にしますけれども、これ何よりも大事なものは、やっぱりこういう制度があつて、例えばですね、僕がそういった戸籍を他人に取られるとか、住民票を他人に取られるとなったときに、誰が何の目的でそれらを取ったのかと、それが一番気になる場所であると思います。何よりも、開示する開示しないのはしっかりとした議論が必要やと思うのですけれども、ただその中でこういった制度があつて、ちゃんと皆さん、そういった悪用されないようにしっかりと登録して、誰が取ったんかというところを知る権利もあると思いますので、これらの市民に周知と言うんですかね、これらの利活用をしっかりとさせていただけるように周知活動をしていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（山口耕司）以上で、三番養田全康議員の質問を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、二時零分まで休憩いたします。

午後一時四十九分休憩に入る

午後二時零分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

なお、質問席で発言される議員は、マスクは外していただいても結構でございます。

次に、七番岩本 孝議員の質問を許します。七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝質問席へ〕

○七番（岩本 孝）議長から発言の許可をいただきましたので、七番岩本 孝の一般質問を通告どおりさせていただきます。初めに、市営住宅についてでございます。

市営住宅の管理状況について、現在管理されておる市営住宅の戸数についてお伺いします。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

令和四年四月一日現在の市営住宅の管理状況は、入居戸数四百二十二戸、空き家戸数百七十一戸で、総管理戸数五百九十三戸となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）空き家戸数は百七十一戸もございすんやね。空き家となっている市営住宅で新たに入居者を募集できる市営住宅は全部で何戸ございますか。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）御質問にお答え申し上げます。

現在空き家となっている百七十一戸のうち、修繕を行えば入居者の募集可能な住宅は約五十戸でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）空き家となっている住宅が百七十一戸、募集可能な住宅が五十戸、残り百二十戸についての現状をお願いします。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）御質問にお答え申し上げます。

約百二十戸の空き家につきましては、耐用年数が経過し、既に募集を停止している住宅で、これらにつきましては御議決いただきました予算の範囲内におきまして、地域の安全面と環境面から順次取壊しを進めているところでございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）二番の市営住宅の入居者募集について。毎年市営住宅の入居者を募集していると思いますが、今年度はいつごろに何戸の募集を考えておられますか。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）御質問にお答え申し上げます。

現在、昨年度に設計を実施した三戸について、八月中旬の完了を目指しまして修繕工事を行っているところでございます。今年度の入居募集につきましては、申し上げました修繕工事の終了後、秋頃をめどに前年度に応募のなかったものを含め十戸程度を対象に実施する予定といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）その募集の周知はどのようにして行いますか。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）御質問にお答え申し上げます。

募集の周知につきましては、募集の準備が整い次第、広報やホームページ等で行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）先ほど秋頃に募集をするということをお聞かせいただきましたが、今年度の募集はその一回だけですか。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）御質問にお答え申し上げます。

今年度の募集につきましては、基本的には一回と考えてございます。ただ、応募の状況によりまして、相当数の住宅が未入居になるようであれば再募集も検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）例えば、何らかの事情で急に住宅が必要となった方がおられた場合、募集期間に関係なく応募しなくても、その場合は入れてもらえるのですか。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）御質問にお答え申し上げます。

公営住宅法では、公営住宅の入居については公募することが原則となっております。しかし、例外として公営住宅法第二十二条第一項及び公営住宅法施行令第五条において、特定の事由がある場合に、公募によらずに入居者を決定することができる、いわゆる特定入居が認められてございます。

具体的には、地震、暴風雨、洪水、高潮、火災等の災害により住宅に困窮することになった場合などが、特定入居が認められる特定の事由となっております。ただし、特定入居は公募の例外を定めたものでありまして、入居資格の例外を意味するものではなく、公営住宅法第二十三条、入居世帯の収入要件等の入居資格を有していることが必要となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）分かりました。しかし、火災等の災害がいつ起こるか分かりません。緊急時にすぐ対応できるよう何戸かの住宅をスペアとして確保しておいたらどうかと思えますけれども、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）御質問にお答え申し上げます。

市営住宅は公営住宅法に基づき住宅に困窮する低額所得者の方に低廉な家賃で入居していただくものであり、その趣旨からも緊急時に入居していただく住宅をあらかじめ確保しておくことは困難でございます。しかしながら、先ほど答弁いたしましたとおり、災害等により住宅に困窮している方で市営住宅の入居資格を有している方につきましては、すぐに入居できる住宅があれば特定入居として入居していただけることとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）それでは、すぐに入居できる住宅等がない場合はどうされますか。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）御質問にお答え申し上げます。

すぐに入居していただける住宅がなければ、軽微な修繕で入居可能な住宅を抽出して対応していくことになろうかと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）私、なぜこんな質問をしたかと言いますと、気の毒な方がおられまして、身体障害者で住宅から追い出されたみたいな形になりました、ほんまに入るところがないと、その人の思いがこういう質問をして、できたらスペアでも確保しておいてくれたらすつと入れると。

先ほど申しましたように、火災とか災害とか予期せぬときに起こるものでございます。どうか住宅がなくて困っている市民がおられる場合、皆さん方は五條サービス株式会社の経営者の一員として市民との対応に全力を尽くして頑張つてほしいと思います。それをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の、森林環境譲与税についてでございます。

皆様御存じのとおり、五條市は七割以上の面積が森林で占められております。

五條市の現在の森林の状況についてお伺いします。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

本市の行政面積二九、二〇二ヘクタールのうち森林面積は五條市森林整備計画によると、二一、六六八ヘクタールとなっており、行政面積の約七四パーセントを占めております。

また、森林面積の九四パーセントに当たる二〇、三三六ヘクタールが民有林で、その六五パーセントの一三、一四七ヘクタールが杉、ヒノキ等の人工林となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）五條市の面積の七割以上が森林であると、前から森林環境税、今森林環境譲与税という形で国からいただいておりますが、その譲与税の金額についてお伺いします。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）森林環境譲与税は、現在地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、国から県及び市町村に対して客観的な基準で按分し、譲与されるものでございます。

具体的な譲与基準は、私有林人工林面積が五〇パーセント、林業就業者数が二〇パーセント、人口割が三〇パーセントの割合で計算されることとなっております。

令和三年度に本市に配分された森林環境譲与税の金額は、四千三百三十七万二千元でございます。

また、令和四年度につきましては、五千三百四十三万五千元の配分を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）令和三年度が四千三百三十七万二千元、そして令和四年度については五千三百万円余りと。それでは、それを積み立てている基金について、令和三年度末の基金の残額をお願いできますか。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）令和三年度末時点の本市の森林環境基金の残高は、六千八百三十五万六千七百七十三円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今年でしたら五千三百万余り、その森林環境譲与税の用途についてお伺いします。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）本市に譲与される森林環境譲与税につきましては、森林整備や木材利用の促進、普及啓発、森林整備を行う人材の育成に活用することとしております。

具体的には、施業放置林や作業道の整備、森林地番図の作成などのほか、林業関係の資格取得への支援、新生児への木製椅子の配布などを行いました。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）用途についてお伺いしました。私も少しですけれども、山林を持っています、五條市森林組合の組合員でございます。ここ二、三年はコロナ禍のために総会とかもありませんけれども、森林環境譲与税を使ったお金で森林組合の補助とか美しい森の環境整備とかそういうのをやってくれておると思います。

令和四年度の使い道についてお伺いします。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）令和四年度につきましては、先ほど御答弁いたしました木製椅子の配布以外の取組に加え、新たに自然災害で倒木等の被害のあった森林整備や未利用になっている間伐材などの搬出、さらには五條市金剛山麓野鳥の森での森林整備等を計画しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）本市の森林環境譲与税の使い道についてお伺いしましたが、五條市を取り巻く近隣市町村は、大体南部は山がたくさん、面積の大部分を占めている市町村があると思いますので、他の市町村の状況について分かたらお願いできますか。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦） 県内市町村に令和三年度譲与された森林環境譲与税額を比較いたしますと、最も多いのが十津川村で一億二百八十二万九千円、順に川上村、奈良市、宇陀市、東吉野村となっております。五條市は六番目に多く譲与されています。

また、各市町村の森林環境譲与税の使途につきましては、平野部と山間部で大きく異なりますが、施業放置林の整備や森林所有者の意向調査、森林環境教育、ナラ枯れ防除、林業担い手育成などが多くを占めておるのが状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 今の部長の答弁で、林業の担い手育成という答弁がございましたが、五條市の林業担い手の育成についてお伺いします。

○議長（山口耕司） 久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦） 林業担い手対策の事業といたしましては、国が行っている緑の雇用事業がございます。具体的には、林業への就業希望者を対象とするトライアル雇用や、新規就業者を対象に三年間行われる林業作業士研修のほか、素材生産に従事する方が造林作業にも従事することができるようにするための短期研修などが実施されてございます。

また、本市が実施している林業の担い手育成といたしましては、市内に住所を有する認定事業体に対し、事業体が雇用する林業従事者のうち緑の雇用事業の対象とならないなどの一定の条件を満たす方が資格取得を行うための経費を支援するものでございます。

引き続き奈良県が取り組んでいるフォレスト制度の進捗状況も勘案しながら、他市町村の状況も参考にし、森林環境譲与税を活用した取組について研究してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 次の六番、家屋等に危険性のある立木の伐採については、三月議会において他の議員さんがされておりますので割愛させていただきます。

これもちまして、七番岩本 孝の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（山口耕司） 以上で七番岩本 孝議員の質問を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後二時二十一分休憩に入る

午後二時三十分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確をお願いいたします。

なお、質問席で質問される議員におきましては、マスクを外していただいても結構でございます。

次に、十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず第一、県域水道一体化への慎重な対応についてでございます。

この質問につきましては、一括質問をさせていただきますので、議長よろしくお願いしたいと思います。

この計画の内容は、もう皆さん方御存じのように、現在奈良県下の水道事業は市、町、村がそれぞれ自分の責任で管理運営しているわけでありませけれども、この事業を奈良県が中心となって参加市町村と一体となり、一括して管理運営するという計画でございます。この計画に対しまして、大和郡山市は、水道の水源は一〇〇パーセント井戸水で賄っておりますから、むしろもうこのままいくほうが安全で安くつくということで当初から参加はしておりません。奈良市も、二十年以上水道料金を値上げせず安定した経営を続けておりますので、参加すれば計画どおり五年ごとに値上げされるということと、その他の件もありまして、慎重な態度をこの間とってきたわけでありまして、

そういう中で、奈良県知事は、奈良市が示している論点について話し合うための検討部会の設置を行うということを決めまして、今後この企業団協議会の下に検討部会が設置されて議論されていくということになります。

また、慎重な対応についてのもう一つの理由といたしましては、企業団ができたときの建設投資額は、現在県が計画している投資額とは

また違うものになる可能性が強いということが奈良市議会の中では強調されているわけであります。

また、もう一つ慎重な対応の理由といたしましては、今回の県域水道一体化の根拠となる法律は二〇一八年に国会で成立しました改正水道法に基づいておりますけれども、この改正水道法は広域化と民営化の筋道をきっちりつないでいる、そういう法律であります。だから、現在民営化については表明はしていませんけれども、将来そういう方向に進められる、そのことも興味深く見ておかなければならないというふうに考えます。

そのほかの理由といたしましては、この間指摘しておりますように、奈良県の一体化計画の中では奈良県の中心部のいわゆる奈良市の木津浄水場、天理市・桜井市・生駒市・葛城市、合計九つの浄水場を行く行く廃止するという計画になっております。これが廃止された場合は浄水場が九つ減るわけですから、一浄水場当たりの供給世帯数が大変多くなります。そういう中、もし豪雨や地震等で水道管に事故が発生した場合は、昨年十月の和歌山市の水道管崩落事故によって約六万世帯が一週間にわたって供給できなくなりましたけれども、そういうことも予想しなければならぬのではないかと思います。

また、もう一つの理由につきましては、各自治体に現在水道業者がおりますけれども、五條市だけでも大変な業者の数であります。奈良県全体では大変な業者の皆さん方が、日ごろの緊急体制にも協力していただいて、水道の安定供給に頑張ってくれているわけですから、この各自治体の水道業者との契約については、前回の質問に対しまして、漏水対応時の発注基準は決まっていなくてというのが五條市議会での答弁になっているとおります。

そのほかたくさんありますけれども、こういった疑問点、そして先々の不透明な点等々をたくさん抱えた計画ということでもありますから、五條市におきましてもやはり疑問点や不透明な点はどんどん質問して、この点を明らかにしていくことが必要ではないかと思いましたが、県域水道一体化計画への慎重な対応について、そのことを求めるわけでありまして、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山口耕司） 東水道局長。

○水道局長（東 純司） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

本市が参加を予定している奈良県広域水道企業団については、令和三年一月の水道事業等の統合に関する覚書締結に始まり、同年八月の設立準備協議会発足、本年二月第二回、六月第三回と協議会を開催して協議を重ねており、下部組織に施設整備部会や財政運営部会など各種を

立ち上げ、現状の把握とあるべき将来計画の検討を重ねているところであります。

こうした中、先般奈良市が出した投資規模の再検討要望等に対応するため、新たに検討部会を設置することとし、既に協議が始まっているところでは。

今後本市のメリット享受が最優先ではございますが、県全体の事業最適化に向け柔軟に対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この計画が五條市にとつてどういうメリットがあるのかということも、もちろん掌握しなければいけません。しかし同時に、参加市町村全てがメリットになるかどうかという、奈良県全体にも目配りして、五條市もメリットがある、奈良県全体にも、参加市町村全体にもメリットがあるという、いわゆる視野の広い観点でこの計画をよく検討されることを強く求めておきたいというふうに思います。

次いきます。

物価高騰への支援対策と国・県への要請についてでございます。

その（一）五條市民への影響を掌握する検討部会を立ち上げ、支援対策を出し、議会と共に執行することについてでございますけれども、もう皆さん方も御存じのように、今回の物価高騰の原因には主に三つあるというふうに専門者、学者は指摘しております。その一つは新型コロナウイルス感染症問題の長期化、もう一つは日銀の行ったいわゆる金融緩和による日本の円安により輸入品が高騰しているということ、もう一つはもう御存じのように、ロシアのウクライナ侵略による輸出入がストップしているということ等々が大きな原因だというふうに指摘されております。したがって、大変長期化するという見方をしておかなければならないのではないかなというふうに考えます。

この間の物価指数を明らかにしますけれども、今年四月の消費者物価指数は、都市ガスで二七・六パーセント、電気代で二五・八パーセント、生鮮魚介類で一六・三パーセント、果物で一七・六パーセントと、大幅に上昇している状況でございます。

品目で言いますと、これからずっと上がっていった場合、最終的には一万品目ぐらいの値上げになるのではないかとというふうに専門家は指摘しているとございます。したがって、やはり一番目に申し上げました五條市民への影響を掌握するために、関係部課長、幹部でやはり検討部会を立ち上げて、支援対策を出し、議会と共に執行されることが非常に求められているのではないかと思いますけれども、その点、答弁お願いしたいというふうに思います。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵攻等に伴う原油や小麦などの価格高騰は世界各国で大きな影響を及ぼし、国内におきましてもガソリンなどの燃料をはじめ食用油や紙製品などの様々な商品が値上げされ、事業者や市民生活に直接的な影響が出始めております。このことについては、本定例会開会時の市政の報告において市長から申し上げましたとおり、国の経済対策を注視しながら事業者及び生活者支援に関する事業を推進してまいります。そのため、本市における具体的な影響について、関係部局においてその現状把握に努め、対策を研究検討するように、庁内部次長会を通じて通知しております。支援策がまとまり次第、議会にお諮りさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）御存じのように、今上がっております一般会計補正予算（第三号）の中では、保育所の給食材料費の補助金二百十四万、また給食センターの賄い材料費約一千百六十五万ですか、これが上げられているわけで、もう既に理事者としての奮闘はされているわけでありませけれども、他市の状況はもう新聞報道で皆さん御存じだと思いますけれども、主なものを明らかにしておきますと、葛城市は小学生・中学生を対象に給食費の無償を九月から四か月行う、八千七百七十万、水道基本料金の無償化を九月検針から向こう八か月分、六千七百七十万を議会で計上しております。宇陀市は、全ての市民を対象に商品券三千五百円分を郵送で配布すると。香芝市は、二学期分に相当する給食費を無償にする、また水道料金の基本料金の免除、大和高田市は商品券三千五百円を市民、事業者に配布すると、こういうふうはこの議会で既にご上げておられる自治体もございますので、五條市も頑張っていたきたいというふうにご要望しておきたいと思っております。

その次の質問に移ります。

財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び地方単独事業分の二〇二二年度繰越分と物価高騰対応分等を活用することについてでございますけれども、皆さん方ももう御存じのように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の五條市の配分限度額は一億五千三百二十万、これだけ限度額があるわけですから、これを活用して、よく市民の援助に頑張っていたきたいのですけれども、これは今現在まだ一億五千三百二十万残っているのか、それとももう何ぼか使って減っているのか、残っているのだったら幾ら残っているのか、それも明らかにしていただけませんか。

そして、この提出期限、計画の提出期限は七月二十九日らしいですね、だからやっぱり早く検討して、この交付金を活用しようと思えば七月二十九日までに計画を国に提出せないかんという期限を切られますから、この辺もひとつ頭に置いていただくことが大事ではないかと。

もう一つの財源は、二〇二一年度補正予算として交付を決めた地方創生臨時交付金、地方単独事業分一兆円があるわけですが、その八割が二〇二二年度に繰り越されているということですね。その繰り越された分の、奈良県としての限度額を私の資料で申し上げますと、六十三億八千三百八万円あります。奈良県の市町村に対する交付限度額が、六十四億七千四百六十五万あるわけですね。これはもう既にかなり使っていると思うのですが、この辺もやはり活用して、今申し上げました物価高騰に対する市民の皆さん方の支援に頑張ってください、このことが重要ではないかなというふうに考えますけれども、その辺答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）議員お述べの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、原油価格・物価高騰対応分として令和四年四月二十八日に交付限度額一億五千三百二十万七千円が通知されています。

また、令和三年度に交付された交付金のうち、八千九十九万八千円を繰り越しております。今議会に提案させていただいた補正予算案では、給食費の物価高騰対策事業などの財源として、このうちの一千九百九十四万三千円を充当しているところであります。

なお、交付金の残額につきましては、先に述べました原油価格、物価高騰に係る支援を中心に活用してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今の答弁では、二十一年度補正予算として予算化されている地方創生臨時交付金、地方単独事業分一兆円の中の八割が残っているという財源についての答弁はなかったんですけれども、私自身が間違いを言っているかも分かりませんが、その辺もよく調べて活用できるものはこれも活用するべきではないかというふうに思います。

次いきます。

消費税を五パーセントに引き下げ、インボイス制度の中止を国へ要請すること。これをなぜ申し上げたかと言いますと、先ほど申し上げましたように物価高騰がこれからの分を含めて約一万品目になるのではないかと言われておりますから、一番効果的な支援としては全ての物価に課税されている消費税の一〇パーセントを五パーセントに引き下げることが全ての品目の高騰からの値下げになるわけですから、これはや

はりいろいろ対策は必要ですけれども、消費税五パーセントの引き下げ、インボイス、インボイスは、皆さん方御存じのように現在売り上げ一千万以上の方には消費税がかかって、一千万以下の方にはかからないという制度がありますけれども、このインボイス制度が導入されますとこの規定が撤廃されるわけですから、現在一千万以下の売り上げしかない方でも消費税が上がるということになりますから、これも大変重要なことですので、国へ要請することが強く求められるのではないかと思いますけれども、その辺答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 消費税につきましては、社会保障税一体改革により消費税率引き上げによる増収分を含む消費税収は全て社会保障財源に充てることとなっています。しかしながら、その税収は年金・医療・介護・少子化対策の社会保障四経費の合計額には足りておらず、国及び地方の財政悪化の大きな一因となっています。

また、インボイス制度につきましては、令和元年十月から軽減税率が導入されたことにより、仕入れ税額の中に八パーセントのものと同パーセントのものが混在することとなったのを受け、正確な消費税額と消費税率を把握し、納税時のミスや不正をなくすために導入されるものです。国や本市を含む地方公共団体にとって、税収は基幹収入であり、税金を適正に納付していただくことは必要不可欠であります。

こうしたことから、本市といたしましては消費税率の五パーセントの引き下げやインボイス制度の中止について国に要請することは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 消費税は福祉のほうに回していると言っていますけれども、国会の質問では、そこよりもこの情勢の中でもたくさん円安やいろいろで利益を上げている大企業に対する減税に回されているということが国会での追及で明らかになっていますから、政府の言われることもよく検討されて、事実をつかんで、市民、国民の立場で政府に意見を上げるということを求めていると思います。

次、いきます。

新型コロナウイルス感染防止対策についてでございます。

皆さん方も御存じのように、毎日の感染状況を報道で見えますと、まだ感染がゼロという都道府県は一つもないわけです。感染者は減ってきていますけれども、もう日本の全ての都道府県で毎日感染者が発生しています。だから、専門家、医療関係の皆さん方は第七波を抑えよ

うと思えばまだまだ慎重に注意深く対応を続けなければならないというふうに言われております。

コロナ感染防止を行うためには、今まで言われておりました三密を避ける、またワクチンを接種する、そしてマスクの着用ということも必要になると思います。ただ、マスクは言われておりますように熱中症を防がなければいけませんから、暑い中でのマスクは二メートル以上ですか、距離の間隔さえ取ればマスクを外して熱中症にならないように対策を取るということも、この暑い夏に求められると思いますけれども、やはり原則としてはマスク、三密、ワクチンというところがこれからも必要ではないかというふうに思います。

そしてもう一つ大事なものは、熱もない、しんどいこともない、症状のない方でも感染している方がものすごく多いわけです。だからそういう方が感染しているかどうかの検査を、この間PCR検査やら抗原定量検査で発見してきているわけでありますけれども、このPCR検査、抗原定量検査を希望される方が受けられるような体制、これも五條市としても、五條市独自で無理やったら中南和の中でも、その体制を県にも要望して作っていくということが求められるのではないかと思います。現在、五條市民の皆さん方で検査を受けたいという希望をされた方は、PCR検査にしても抗原定量検査にしても、どういう方法で受けていただく体制が整っているのか、その辺答弁していただけますか。

○議長（山口耕司）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、本市では、無症状者を対象とした抗原定性検査だけがすらん薬局五條店で実施されています。

なお、PCR検査については、橿原市にある大阪PCR検査センター橿原で実施されています。

また、発熱などの有症者については、まずはかかりつけ医に相談をお願いしているところです。かかりつけ医のいない場合につきましては、発熱外来認定医療機関への受診をお願いしております。かかっています。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今答弁ありましたように、PCR検査は橿原ですか、抗原定性検査は五條市のすらん薬局ですか、そういうところで現在でもしていただけるということですが、ただ条件がありますやろ。橿原でやってくれているところは、無症状の方でもやっていただけるのか、病院と相談の上で症状ある方だけしかできないのか、その辺も大変重要と思うのですね。抗原定量検査でもそうですね。無症状の

方、もう症状がなくても一遍検査してほしいという方でも抗原定量検査をやっていたのかどうか、その辺が重要だというように思います。

なぜかと言いますと、五月の連休前にふるさとへ帰る皆さん方、ふるさとの皆さん方にコロナ感染させたらあかんということで、自分は何もしんどくないけれども、一旦検査したいということで、全国的にかなり無症状の方でも検査できる場所がありましたね。これは、今全国的に言われておるように五月のゴールデンウィークの後、感染者が予想以上に少なかったというように言われておりますけれども、これはその今申し上げた症状のない方でもPCR検査ができて、感染していませんよという結果をつかんでふるさとに帰られたから、日本全体として感染者が予想より少なかったという結果が出ていると思いますよ。だから、これからもまだその体制は続けなければ、無症状でもしてもらえないPCR検査、無症状でもしてもらえない抗原定量検査、このことをまだまだ最後まで、この奈良県と五條市と日本全国でコロナ感染者をゼロにするまで、やはり行政としての責任が問われるわけですから、その辺をひとつ頑張っていたきたい。

また、抗原定量検査については、大分以前に吉野町では検査キットを町民に支給したこともあります。全国的にもまだまだやっているところもありますし、そういうもう少しきめ細かな目配りをして、検査体制も引き続き完璧にしていくことを求めているというふうに思います。

そして、大事なことはね、今答弁いただいたPCR検査は橿原で、抗原定性検査はすずらん薬局、このことが毎月発行される広報五條に掲載されていますか。されていないんですか。私の見落としかも分かりませんが、大体全体に目を通させていただいていますけれども、これはされていないと思うのですね。

また、奈良県総合医療センターでは、希望者にPCR検査はしてくれませんが、病院の診断で必要と認めた場合は奈良県医療総合センターでもPCR検査してくれていますわ。そういうことを五條市が仲介役として五條広報等で市民にお知らせするという、前回の議会でも強調しましたが、この責任を果たさなければならぬと違いますか。県の事業は県に聞いてくれとか、それでは市民の皆さん方のいわゆる安全と安心に責任を持たないかん五條市の行政としては果たしたことはありませんからね、その点をくれぐれも強調しておきたい。五條広報を活用して毎月発行しておるわけですからね、活用して市民に必要なことをもつと、特にコロナ感染問題については全体的にもつとつとお知らせする、このことを強調しておきたいというふうに思います。

最後、医療関係者、高齢者施設関係者も四回目の新型コロナワクチン接種の対象にすることについてということでございますけれども、こ

の間五條市議会で四回目の接種予算が可決されておりますけれども、病院の医師会長さんとか病院の方々が言われているのは、ここに書いていますように、現在四回目の新型コロナウイルスの接種には医療関係者や高齢者施設関係者が対象になっていないことですね。五條市の議会でこの間可決された四回目のワクチン接種の予算の対象の中にもこの人らは入っているかどうか、それも含めた答弁をしていただくとともに、入っていないのでしたら対象に入れるように県・国に早急に意見を要請される、このことが重要ではないかと思えますけれどもいかがですか。

○議長（山口耕司）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

以前、議会のほうで四回目のワクチンについて議決いただきました予算につきましては、そのとき国が示していた対象が三回目接種した方全てということになっておりましたので、その段階では、医療従事者また高齢者施設の職員さんに関しては入っております。

この点につきましては、その後、国の方向性が示されておりますので、この議会の厚生建設常任委員会の後で御説明させていただく予定をしております。

この医療関係者や高齢者施設の関係者も四回目のワクチン接種の対象とすることについては、ワクチンの接種対象者は一回目から四回目まで全てですが、国で定めているものでありまして、市独自では決められないというのが現状となっております。

四回目の接種の対象者につきましても、四月二十八日に厚生労働省より三回目接種から五か月を経過した六十歳以上の人、十八歳以上六十歳未満の基礎疾患を有する人やその他重症化リスクが高いと医師が認める人とするという方針が出されております。これを受けまして、五月十九日には全国老人福祉施設協議会等からクラスター発生防止のため、希望する高齢者施設等の従事者は接種可能とするようにという要望が出されております。さらに、五月二十日には本市も会員であります全国市長会から、感染した場合の社会生活への影響を考慮し、医療従事者や介護施設従事者を対象に加えるということを検討するように要望させていただいたところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）御存じのように、三日か四日前に奈良県下の大きな病院でクラスターが発生していますね、その前には奈良県の消防学校でもクラスター発生しておるんです。そういうふうには、まだまだ注意をして、行政としての責任を果たさなければいけませんから、医療従事

者、高齢者施設で働く皆さん方を四回目の接種の対象になるように、ひとつ県・国に要請されるよう求めまして、私の質問を終わらせていただきます。

御苦労さんでした。

○議長（山口耕司）以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、三時二十五分まで休憩いたします。

午後三時七分休憩に入る

午後三時二十一分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確をお願いいたします。

質問席から質問される議員は、マスクを外していただいても結構でございます。

次に、八番福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、八番福塚 実が一般質問をさせていただきます。

まず最初に、一番防災対策について、二番に市民サービスについて質問させていただきます。

まず防災対策について。

（一）の災害時の対応について質問させていただきます。これから梅雨入りの時期で、集中豪雨やゲリラ豪雨などが懸念されるところでございます。また、台風などの時期を前に、事前に対策をしなければならぬと思いますが、現在の五條市の災害時の対応についてお答えください。

○議長（山口耕司）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

令和三年五月の災害対策基本法改正に基づき避難情報の名称が変更されるとともに避難勧告が廃止され、避難指示に統一されました。これを受け、市では改正された新たな避難情報を説明した防災冊子を全戸配布したほか、市広報紙やホームページなどでも市民の皆様へ周知を図っているところでございます。

避難情報の発令については、台風などの接近により災害リスクが高まり避難が必要である状況においては、速やかに行うことが求められております。具体的な基準といたしましては、人的被害が発生する可能性が高まった場合には、避難行動に時間を要する高齢者等に対し避難を促す警戒レベル3、高齢者等避難を発令することとなります。この基準に加え、奈良地方気象台や県防災担当課などから入手する今後の気象情報や土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報なども勘案し、時機を逸することなく避難情報を発令します。

また、夜間の避難は非常に危険であるため、夜間に災害の危険性がある場合については、日中の早い段階で避難情報を発令することも視野に入れて対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）奈良地方気象台や県防災担当課などから入手する方法というのは、テレビ等で聞かれるのか、こちらから電話をして、また違う方法で連絡を取って聞かれるのか、その辺はどうなっているのかお答えください。

○議長（山口耕司）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）気象台や県防災担当課との連絡体系でございしますが、日ごろの情報提供等、有線電話等で行っておったりとかでやっている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）よろしくお願いたします。

遅れたら大変なことになりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、（二）の災害時の連絡体制について質問させていただきます。以前、台風のとくに上野の道路や阪合部の運動場などが冠水し

たときに、消防署や危機管理課に連絡させていただきましたが、行政サイドも混乱していたと思いますが、災害被害者への対応などが不十分であったと思っております。

災害時の連絡体制についてお答えください。

○議長（山口耕司） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 市民や自治会から崩土や道路冠水、道路決壊などの情報が危機管理課へ寄せられた場合には、被害発生場所に合わせ事業担当課に連絡し、地元消防団などとも連携しながら現場の状況把握に努めております。

また、現場状況につきましては、SNS等を活用して庁内での速やかな情報共有を行っております。その上で通行することが危険と判断する場合には通行止めなどを行い、市民や通行者の安全措置を講じるとともに、地元自治会への情報提供についても原則行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 災害時というのは大体消防署も危機管理課も混乱しているときだと思っております。起こっている時点ではね。そのときに連絡……、私もその当時、危機管理課にも消防署にも連絡させていただいた経緯があるんですけども、その後の返答が全くない。そして、こちらがその当時、上野公園でこれも前も話させていただきましたけれども、冠水した道路に突っ込んで車が水没してしまって、そこから泳いで避難してきた人の行き場がないと、車が使えない、電話も水没して使えない、あのときは大体八時半頃でしたかね、危機管理課に電話しても後の応答がない、避難者もおるといって、その人にどういうふうに対応しているのかというの、現場に、たまたまそこに私がおりましたけれども、個人でおられる場合は多分自分がどこに行って避難していいのか、どこに連絡していいのか、連絡手段がまずない、被害に遭われた方に対してはね、そういう場合はどのように対応したらいいのかお答えください。

○議長（山口耕司） 福塚議員に申し上げます。マスクを外すのだったらきちつと外してください。（「はい」の声あり） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 通報者への結果対応等連絡につきましては、市のほうでは早期に現場確認対応を優先しておるような状況でございますが、原則行っていないという状況でございます。ただし、現場で通報者が危険な状況にあるような状況であれば、状況等電話で通話しておるときに、すぐに避難をするとかいう状況は伝えさせていただけるのかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）先ほどの答弁で、現場状況をSNS等を活用してという部分があったと思うのですが、昔だったら災害が終わった後に写真を撮って事後報告というような形になっていたと思うのですが、昨今、携帯電話、SNS等を通じてダイレクトにその現場状況を把握するというのができると思うのですよ。また、市のSNSのLINEか何かを開いてもらって、そこで通報者から動画なり写真なりを送っていただいたら即座に現場の状況であったり被災された方であったりという情報が入ってきて、速やかな避難行動であったり、どのような災害対策、どのような避難をしたらいいかという指示ができると思うのですけれども、今後そのような窓口というのはできるのかどうか、またその窓口を考えていただけるのかどうか、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）現場状況をSNS等を利用して市の危機管理課に情報伝達をしていただくというのは、非常に有効で迅速な対応かと思えます。そこら辺の仕組みづくりにつきましては、今後庁内のほうでいろいろと何が良くて何が悪いところがあるのか等々勘案しながら進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）そのような形が整えば、被災される方の救助であったり、またそれからレスキューに連絡するなりとか、土のうを積んだりとか、どのような対応が必要かというのが把握できると思えますので、その辺も含めて総合窓口というような形でね、LINEであったりSNS、メッセンジャーであったり、いろいろ機能があると思えますので、総合的に窓口で受けていただいて、こういう状況ですという、市民から、今は災害があったら大体携帯等で撮影してマスクミとかで放映されることが多いので、そういうことを市で受けておいたら現場の状況の迅速な対応というのが分かりやすいのかなと、また、そこにおられる方に対しての指示等も行政サイドとして市民サービスの一環としても出せるのではないかなと思えますので、その辺前向きに、これからまた梅雨に入って、台風の時期も来ますので、そういう体制づくりに尽力していただきたいと思えますので、ぜひ行政がありますのでよろしくお願いしておきます。

続きまして、三番の台風災害の事前対応について質問させていただきます。台風対策など、雨量だけでなく暴風雨の対策、土砂崩れ、河川

の氾濫、水路の増水、暴風による飛散物、倒木の危険性など、台風というのはどのような災害が起こるのか、予期せぬ災害が起きます。その中にわたって大変多く五條市として対応が求められる中で、五條市の台風災害の事前対応についてどのような形で行われているのかお答えください。

○議長（山口耕司） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 平時におきましては、全戸へ配布したハザードマップを基に発令される避難情報や避難所の位置、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など被害を受ける可能性がある場所を確認いただくなど、市民の皆様へ事前の備えをお願いしているところでございます。

また、市広報紙でも、避難所へ持参する物品や避難情報の周知方法、早目の避難の呼びかけなどの周知も行ってまいります。

台風接近などにより避難所を開設する場合や避難指示を発令する場合の市民への周知につきましては、防災行政無線や緊急速報メール、消防団による広報など、伝達手段を多重化することにより確実かつ速やかな情報伝達に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） これも先ほどの話と被るのですけれども、迅速かつ速やかな情報提供、伝達という部分でやはりこのSNSというのが有効ではないのかなと考えます。

また、阪合部におきましても、以前災害が起こったときに消防団の方もおられるのですけれども、土のうの搬入とか、車両がない場合があるんですよ。五條インターチェンジの下に土のうを積むところがあると思うのですけれども、あそこにも土のうを積みに行ったことがあるんですけども、消防車では土のうを積む量が限られてくるので軽トラとかダンプとかが災害時に必要かなと思うんですよ。そしてまた、土のうに土砂を詰めるときの人員ですね。私が行ったときは、行政の方もそれまではおられたと思うんですけども、その時期ね。私行ったら、私一人やった。その後消防団の方と一緒に土のうに土を詰めるという作業をして、消防団と一緒に土のう詰めにさせていただきました。事前にも詰めておいたら袋が傷んでしまっても、そういう災害があるか分からないけれども、台風とか雨量の多いときに土のう積みというのは、事前に詰めておいたら袋が傷んでしまつて使えないというのがあるので、その辺の体制づくりというのは行政としてどう考えているのかお答えください。

○議長（山口耕司） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 災害時におきましては、市のほうでは災害時職員初動マニュアルというものを作成しております。そのマニュアル

に基づきまして、各部署、部局がいろんな担当を持っております。そちらで迅速な対応ができるような形での体制づくりは行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）迅速に対応と言われました。土のうを積みに行ったときに二人ほど市の職員が後から、ローソンでおったと思うのですけれども、まあお食事時間やったのか分かれへんけれども……、どれぐらいの人数が割れるかという配分ですね、この人はここに、現場に見に行く人もおられると思うんですけれども、そういうのはどこが管理して、危機管理課が全部把握してそういう人員の割り振りをしているのか。災害対策本部を五條市で立ち上げたときにその人員の割り振り等をやっているのか、その辺はどうなっているのかお答えください。

○議長（山口耕司）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）先ほど御答弁させていただいたように、まずは情報が市の危機管理課のほうに入ってきます。そちらの状況を担当部署のほうに伝えさせていただきまして、そちらのほうが現場に確認に行くという状況であります。その情報をもとに何が必要なのか、何をどうすればいいのかという部分を検討しまして対応している状況でございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）人員配置というのは大変難しいと思います。私もその当時、危機管理課に電話しても人材がおりませんと、電話の受付だけで誰もおらない状態やったのですけれども、そのようなことがないように、どこかで情報を集約する人がおっていたかかないと、こちらも消防署に電話しても危機管理課に電話しても、どちらにもつちもさつちもいかないうような状況で、災害現場では本当にパニック状態になりますので、その当時水没されて被災された方ももう亡くなっておられませぬけれども、そういうことがないようによろしくお願いいたします。

続きまして、二番の市民サービスについて質問させていただきます。

まず（一）の運転免許証の返納支援について質問させていただきます。まず現在、五條市が行っている免許返納者への支援はどのようなになっているのかお答えください。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

本市では令和二年四月から、運転免許証を自主返納し運転経歴証明書の交付を受けた六十五歳以上の五條市民を対象に、一人一回に限り五條市が運行するゴーちゃんバス及びゴーちゃんタクシーで使用できる五條市公共交通回数乗車券一万円相当五十五回乗車分を申請に基づき交付しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）五條市が行っているのが六十五歳以上の五條市民を対象にゴーちゃんタクシー、ゴーちゃんバスの交通回数券一万円、五十五回乗車分ということですね。その他五條市で受けられる支援はございますか。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）五條市が行っているサービスは先ほど述べさせてもらったものになります。

そして、その他五條市民が受けられる支援についてお答え申し上げます。民間事業者が奈良県警察本部に届出をして実施する運転免許証返納者への支援といたしまして、市内のタクシー料金を一割引きで利用することができます。また、奈良交通路線バスにつきまして、路線バスを半額で利用できる奈良交通ゴールドパス定期券を二回に限り無料で交付されます。このほかイオン五條店では買物商品の自宅配送料金の割引サービスを行っていると聞いております。いずれも警察で発行された運転免許証の返納を証明する運転経歴証明書の提示が必要です。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）今質問に答えていただいたのですが、継続的に運転免許証の返納者に対しての支援はないということですのでよろしいですかね。ほかに継続的な支援があるのなら教えていただきたいのですけれども。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）一回限りの支援としてさせていただいているものはありますが、継続的にというのは現在ございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それに引き続いていくのですけれども、（二）のシニアカーの導入について質問させていただきます。免許を返納した高齢者に対して一時的な支援ではなく継続した支援としてのシニアカーの導入が運転免許証の返納に有効だと考えております。

現在の返納された方の情報がもし分かっているのであれば、お答えください。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）免許を返納された方で、五條市のほうに來られた方の実績です。令和二年度が百三十人、令和三年度が四十八人、令和四年六月七日現在で十人、計百八十八名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）百八十八名が免許を返納されたということですが、その人らが一番不安に思う部分があると思うのです。今後、また免許を返納した高齢者へのシニアカーの導入の支援についてですけれども、五條市は高齢者へのシニアカーの導入についてどのように認識されているのかお答えいただけますか。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

シニアカーについて、介護保険制度において病院受診など外出を支援するため、介護認定を受けられた方の福祉用具の一つとして利用していただくサービスがございます。こうしたことから自動車運転免許証を自主返納された方などを対象にしたシニアカー購入補助等の支援について、本市を含め県内の市では現在ございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）今後、免許を返納した高齢者へのシニアカーの支援について、市としては今考えていないということですか。考えられないということですか。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）お答え申し上げます。

高齢者が自立した生活をするための移動手段の一つとして、シニアカーも本当に有効と考えております。しかし、転倒や踏切等での立ち往生など事故も増加傾向にあり、その安全性についても問題視されております。

こうした現状を踏まえながら、高齢者の移動手段を今後どのように確保していくのか、幅広い議論の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）免許返納者が百八十八人おられたということですから、今後高齢者が増加していく中で免許返納という、私の周りにもたくさんおるのですけれども、シニアカーに乗っている方もおられます。免許返納で一番問題なのが、生活が不便になるところが一番。統計を取ったら約七割の方が、免許を返してしまったら買い物に行けない、近所に行けない、友人のところに行けない、子供のところに行けないということ、生活が不便になるところが一番の原因でなかなか免許返納に踏み切れない。また、地域交流が不便になる、買い物に行けない、そのことにより引きこもり等も起こりがちということも言われております。

また、シニアカーの導入により好きなきに出かけたり、友達と気軽に会ったり、近くのショッピングセンターに買い物に出かけたり、地域の交流にも家族、友人を頼らず参加できる、これは買い物支援の一環といえますし、地域公共交通の不便な部分も自分のシニアカーを通して行けると、メリットの部分が大きいと思います。

また、補足ですが、シニアカーを購入した人に聞いたのですが、シニアカーを購入したメーカーの人が納品に来ていただいて、その人が利用される方に普段はどこで使うんですかという形で聞いて、そして普段買い物に行くとか友人のところに行くところについて歩いてくれたらしいです。そして歩道であったり交差点であったり道路であったり、危険箇所をメーカーの方から指摘していただいて、交通ルール、交差点を渡るときはこういう形で渡ってくださいよとメーカーの方が指導してくれたと、そういう事例があり、メーカーもいろいろあるから分からへんのやけれども、そういう方がしてくれたと、二時間かけてやってくれてたらしいですわ。そういうこともありますので、事故が多いとか、利用者が増えれば事故が増えますし、歩いておつてもこけますし、自転車を利用しておつても転倒しますし、そういう部分におきましてシニアカーだから事故が多いとか、そういう問題ではないと思うのです。まして先ほども説明あったように、介護保険制度の利用の場合、シニアカー月額二千円から三千円となって利用されている方がおられると思うのですけれども、その人に対しては安全面とか具合が悪い

とかは言わないでしょう。どうですか。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）現在利用されている方が約十三名市内でもおられます。

このシニアカーを使っていたくためには警察に届出をしたり、福祉用具レンタル業者さんもかなり、一緒に付いているいる安全面をチェックしたり、坂道はどの辺まで行けるかというのは一緒にかなり練習はしていただいているようです。それで今、十三名ぐらいの方が利用されていると聞いておりますので、安全面も大分確保して利用していただいていると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）その介護保険制度を利用されている方が月額二千円から三千円程度で利用されていると、それが一般の場合になりますと、値段がポーンと上がりまして月々九千円とか一万円とか、それも六か月、十二月、二十四か月、三十六か月とか、三年契約で九千円とか一万円なんです。結構利用される方にしたら負担になると思うのですけれども、今後、もしこういうような形であればレンタルのほうが安心かなと私は思ったりするのですけれども、三か月か半年かな、シニアカーのメンテナンスだったり、悪い箇所がないか、バッテリーの状態はどうかというのも点検してくれるようですけれども、そのようなことを踏まえて、事例を説明させていただきます。

まず、シニアカーを導入している事例、近辺ではあまりないと思うのですけれども、鳥取県の大山町、これが免許自主返納された方にハンドル型電動車椅子シニアカーの補助を行っております。高齢者等の自動車運転免許証の自主返納を促進し、高齢者等の交通安全の推進を図るため、シニアカーの購入の補助、購入の補助をやっていきます。上限十万円、購入費の二分の一、一千円未満切捨て、一世帯に一台限り。申請期間は令和四年四月一日から令和五年三月三十一日、今年から始めたのではないかなと思うのですけれども、これが町内に住所を有する方、自動車運転免許証自主返納した方、町税等に滞納がない方、またこの補助の他にシニアカーに関する補助を受けていない方、また日本工業規格（JIS）T9208に該当する方、これは製品の安全性を確保ということで日本工業規格というところが安全性を承認したものに限り、なっておるのですけれども、一例だけではないのです。鹿児島県南大隅町、鹿児島県は数件あるんです。こういうふうには十万円補助、シニアカーの購入費の三分の一補助をやっているところがあります。それとまだあります。岐阜県もやっております。そして群馬県安中市というところもやっております。また群馬県千代田町もやっておりますし、鳥取もやっております。そのメーカーによりますけれども、岐阜県

の輪之内町というところですかね、自操用ハンドル形シニアカーの購入費これも十万円補助をしております。その中で電動アシスト自転車、本体購入費及び防犯登録費も含む、利用者一人いづれか一台限りという形、これも補助しております。免許を返納される方、シニアカーに抵抗がある方に対しては電動アシスト自転車等も補助対象になって、上限十万円となっていますけれども、保険料を含めてこういうふうな取組をやっております。五條市もできないことではないのかなと、他府県の市町村が率先してシニアカーの導入に向けた取組、以前私が免許返納のことを一般質問させていただいたときにはあまりこういう事例が出てこなかったのですけれども、最近たくさん出てきて、この町村だけではなくてほかにもいっぱい出てきます。そういう取組がされている中で、五條市にとって安全性とかどうの言っているのではなくて安全性はどうして確保しているのか、そういう事例を踏まえた上でこれから五條市として取り組んでいくべきではないのかなと考えておるんですけれども、その辺についてどうですか。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）お答え申し上げます。

シニアカーも本当に重要な支援かと思いますが、危険というのですか安全面もきっちり確保できるかということも検証させていただきました。ほかにもう何か市民の方が望んでいるような要望がないかも研究させていただいて、また検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）シニアカーを利用することによって、災害時に自主避難ということも自分でできるんですよ。他人に頼んで迎えに来てもらうことなく避難所に自分で避難できると、先ほども災害の話をしていただきましたけれども、そういうふうなことも役立つと、やはり五條市民の高齢者の方々が、無理やり買えと言っているのではないのですよ、リースでもいいですし、購入費用の負担でもいいんですけど、やはり五條市の方々が有効に使って、気楽に友人宅に行けたり、地域交流に参加したり、買い物に行ったりという形の中で利用できるように、多分この五條市役所の線路際もシニアカーであったり、電動アシスト自転車で行きやすい高齢者もおりますけれども、そういう方々にやはり五條市が手を差し伸べてある程度、これは高額なものですので、なかなか小遣いで買えるような金額ではございません、高いものであつたら四十万円ほどしますし、安いものであつても二十万円、シニアカーであれば走行距離が大体二〇キロから三〇キロ、直線距離で、一回の充電で走れるそうです。車椅子の電動であつたら一五キロ程度、ちよつと距離が短くなるのですけれども、シニアカーであれば大体二〇キロ

から三〇キロの距離を走れるということで、ちょっとしたところまでやったら買い物に行けると、そして買い物した後、歩いて帰ってくるのではなく荷物を積んで帰って来れるのですよ。歩いて行って大きな荷物を提げて帰って来なくてもシニアカーに積んで帰って来れるのですよ。電動アシスト自転車でもそうですけれども、そういう面を考えてでも私は今後前向きに取り組んでいただきたいというふうに思いますので、これが実現するかどうか分かりませんが、他市ではこういうふうに導入に向けて前向きにやっておりますので、今年度は予算ついてないんですけれども、予算づけできるような形で検討していただきたいと思えます。どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、子育て支援の現状について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ侵攻の影響を受け原油価格や物価が高騰し、食料品の値上げが日々報道されている中、子育て世帯にも大きく影響が出てきている現状です。

五條市では何か子育て世帯への支援を考えているのかお答えください。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）八番福祉議員の御質問にお答え申し上げます。

今議会の初日に御議決いただきました低所得の子育て世帯への五万円の給付金のほか、現在提出させていただいている六月補正予算案には大きく二つの支援策を盛り込ませていただいております。

一つは、新生児を対象にミルク代や紙おむつ代等の値上がりによる経済的負担の軽減を目的に五万円を給付するものです。もう一つは、食料費の値上がりによる給食費の保護者負担の増加を防ぐことを目的に、私立保育園の給食材料費の補助や公立の小・中学校の給食費の不足分について公費で補填するものです。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福祉 実議員。

○八番（福祉 実）この状況の中で、市として前向きにこういうふうな予算組というのをさせていただいてありがたいと思っております。それも含めてですけれども、次の質問をさせていただきます。

チャイルドシートの貸出しについてですけれども、約二十年ほど前になるのですかね、私の記憶も曖昧なんですけれども、五條市がチャイルドシートの貸出しをやっていたということで、市民の方々が、また若い子育て世帯の方々が利用していたというのを聞いているのですけれ

ども、その後チャイルドシートの貸出しはどうかお答えください。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）お答え申し上げます。

平成十二年四月一日の道路交通法の改正によりチャイルドシートが義務化されました。これを受け、チャイルドシートの必要性及びその安全性を啓発することを目的に同年からチャイルドシート、ベビーシートなどを貸出す事業を実施いたしました。

当初の目的が達成されたことを受け、平成十六年度末をもって事業は終了しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）六歳以下の乳幼児がいる子育て世帯でのチャイルドシート、買い物に行くにしても認定こども園に送って行くにしても必要ではないかなと思うのですが、こういう補助などが今後できるのかどうか、また貸出しなどを考えているのかどうかお答えください。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）お答え申し上げます。

チャイルドシートについては購入されている方、レンタルされている方に加え、子育てをしている保護者から不要になったものを譲り受けられる方などがあると聞いております。

チャイルドシートの貸出しを含め不要となったチャイルドシートのリユース支援など、市としてできることを考えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）先ほど部長の答弁があつたように、当初平成十二年四月から道路交通法改正でチャイルドシートが義務化になって、当初の目的が達成されたと今お答えいただいたのですけれども、多分十六年度末をもって事業終了となって、四年間その目標というのは何やったのですか。目標が達成されたとなっておりますけれども、目標って何ですか。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）平成十二年からチャイルドシートが義務化されたということがありまして、まずは啓発をしていく、もっと広

く普及していくということを目的に当時の担当課でこの事業をさせていただいたという経緯があります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）先ほど答弁していただいたように、その必要性もあって借りている方も多くて、リースして返って来た時点ではもうボロボロの状態、子供が一人の場合も三人の場合もあって、継続して使われるので返って来た時点ではもう大分傷んでおるといふ形で次にレンタルできないという形、また新しい形の中では不要となったチャイルドシートのリユース支援、これはいいかなと思うんですよ。またでもね、先ほども物価高でいろいろの補助等をしておりましたけれども、チャイルドシートというのはピンキリですけれども、高価なものであって、子育て世帯によっては大変負担が大きいと、購入費の三割であったり二割だったり、まあ三割くらいかね、半額か、そのくらいの形の中で支援が必要ではないかなと。一人親家庭であったり要支援の家に至ってはね、チャイルドシート一つ誰かにももらえたらいいですよ、ない場合はもし子供が二人おったら二台いるわけですからね、そういうふうな部分も何とか補助できるような形で、手助けできるような形で、やはり困った市民に手を差し伸べるのが行政の仕事だと思っておりますので、その辺どうですか。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）お答え申し上げます。

先ほど御答弁いたしましたリユース支援など市としてできることを考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）できること、財政的な支援という部分にも合わせてできるのであればそういう部分も考えていただいて、予算化していただいたら、来年度でもよろしいのですけれども、来年度の新年度に間に合うような形でというようなことも考えていただいたらありがたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願いしておきます。

これで、福塚 実の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（山口耕司）以上で八番福塚 実議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

次回十四日、午前十時に再開し、一般質問及び議案審議を行います。

本日はこれにて延会いたします。

午後四時八分延会